

令和元年度  
教育委員会の権限に属する事務の管理  
及び執行状況についての点検及び評価  
(平成30年度対象)

令和元年9月  
福岡県教育委員会

# 目 次

はじめに	1
点検及び評価の概要について	1
○ 教育委員会の活動状況について	3
○ 教育施策の推進状況について	5
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	
1 学力の向上	
(1) 確かな学力向上のための取組の推進	7
2 体力の向上	
(1) 体力向上のための取組の推進	11
(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	13
(3) 健康教育の充実	15
3 豊かな心の醸成	
(1) 道徳性を養う心の教育の充実	17
(2) 実体験を重視した教育の推進	19
(3) いじめや不登校等への対応	21
(4) 少年の非行防止と健全育成	23
(5) 幼児教育の充実	25
(6) 読書活動の充実	27
4 学校、家庭、地域の連携・協働	
(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	29
(2) 家庭教育支援の充実	31
5 教育環境づくり	
(1) 多様な教育ニーズへの対応	33
(2) I C Tを活用した教育活動の推進	35
(3) 児童生徒の安全確保	37
(4) 学校施設の整備・充実	39
(5) 教育機会の確保	41
(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	43
II 「社会にはばたく力」を育成する	
1 多様で特色のある能力や個性の伸長	
(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	47
(2) 特別支援教育の推進	50

2	キャリア教育の充実	
	(1) キャリア教育・職業教育の推進	52
III	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	
1	郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	
	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	54
IV	生涯学習社会をつくる	
1	生涯学習・社会教育の総合的推進	
	(1) 社会教育活動の推進	57
2	生涯学習・社会教育環境の整備	
	(1) 社会教育施設の充実	59
V	県民の文化活動を盛んにする	
1	文化の振興	
	(1) 県民文化芸術活動の振興	61
	(2) 文化財の保存・活用及び継承	63
VI	県民のスポーツ活動を盛んにする	
1	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	
	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	65
VII	人権が尊重される心豊かな社会をつくる	
1	人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	
	(1) 人権教育・人権啓発の推進	67
○	学識経験者意見	69
○	資料等	
	関係法令	
◎	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	81
◎	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）	
	（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）	82
	現在の福岡県教育行政の仕組み	83
	福岡県内学校数等一覧	84

## はじめに

このたび、県教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に定めるところにより、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめました。

この点検及び評価は、平成 30 年度における「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」に関して実施したものであり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する県民への説明責任を果たすことを目的としています。

県教育委員会は、この報告書を議会に提出するとともに、県民に公表することとしています。

また、この点検及び評価の結果を今後の教育委員会活動や教育施策に十分に反映させることで、本県における教育施策が、県民の皆様方の御理解の下に、適切・円滑に推進できますよう、取組の強化を図ってまいります。

## 点検及び評価の概要について

### 1 点検及び評価の対象並びに実施方法

本報告書では、「教育委員会の活動状況」及び「教育施策の推進状況」についての点検・評価の結果を掲載しています。

このうち、「教育施策の推進状況」についての点検及び評価の実施方法は、次のとおりです。

#### (1) 取組・事業評価

「平成 30 年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた施策を構成する主な取組・事業等について、点検及び評価を実施します。

#### (2) 施策評価

(1) の結果を踏まえ、平成 30 年度の施策の取組状況について点検及び評価を実施します。

### 2 点検及び評価の方法並びに評価の観点

点検及び評価に際しては、施策の必要性や効率性、有効性や公平性といった観点から客観的な評価がなされるよう配慮しています。

また、対象となる施策を構成する主な取組・事業等の推進状況についての点検及び評価を通じて、施策自体に関する点検及び評価を実施することとしています。

### 3 教育に関して学識経験を有する者の知見の活用について

次の理由から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項が規定している「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、大学等の専門家からの意見書を求める方式を取っています。

- ・ 教育委員会が行うこととなる点検及び評価については、専門的かつ継続的な見地が求められていること。
- ・ 本報告書で実施した教育委員会の活動状況及び教育施策の推進状況についての点検及び評価については、自己評価となることから、大学等の専門家による意見書をもって、客観性を担保する必要があること。

なお、今回の意見書については、次の3名の方に執筆をお願いしました。

福岡教育大学教育学部教授 石丸 哲史 氏

九州共立大学名誉教授 古市 勝也 氏

九州大学大学院法学研究院教授 村上 裕章 氏

### 4 本報告書の構成

本報告書は、「教育委員会の活動状況」、「教育施策の推進状況」及び「学識経験者意見」の3部で構成しています。

このうち、「教育委員会の活動状況」については、(1)教育委員会の概要、(2)主な活動、(3)成果、(4)課題、(5)対応の5項目で構成しています。

「教育施策の推進状況」については、「平成30年度福岡県教育施策実施計画」が定める教育施策の7つの柱ごとにこれを構成する施策の点検及び評価を行っています。施策ごとの具体的な項目は、(1)施策の基本的なねらい、(2)主な取組・事業、(3)指標、(4)成果、(5)課題、(6)対応としています。「指標」については、「平成30年度福岡県教育施策実施計画」に掲げられた目標値に向けての状況を次の4段階の基準で評価しています。

◎	既に目標を達成している。
○	目標達成に向けて順調に推移している、または、概ね目標を達成している。
△	目標達成に向けて、取組の強化が必要である。
▲	目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。

なお、「課題」と「対応」については、文頭に番号を付して、それぞれの対応関係を示しています。

※ 関係法令等の資料については、巻末にまとめています。

# 点検・評価結果

—教育委員会の活動状況について—

## ○ 教育委員会の活動状況について

### 教育委員会の概要

#### 1 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、知事から独立した行政委員会として位置づけられ、本県教育行政における重要事項や基本方針は、知事が議会の同意を得て任命した教育長及び5人の委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の指揮の下に、教育委員会の事務局等（教育庁各課、出先機関）が具体的な事務を執行しています。

#### 2 教育委員会の所管事務

教育委員会は、学校教育、社会教育、学術、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として設置されています。なお、本県においては、教育に関する事務のうち、大学、私立学校、生涯学習の振興等の事務については知事が担当しています。

#### 3 教育長及び委員の職務

教育長及び委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針や重点施策について協議するほか、それらに関する重要事項等を審議しており、そのために教育現場の視察、意見・要望等聴取、教育関係の各種行事への出席、委員協議会（勉強会）等を行っています。

こうした活動を通じて、教育における政治的中立性及び継続性・安定性を確保するとともに、いわゆるレイマンコントロール<sup>注1)</sup>により、広く県民の意向を反映した責任ある教育行政の実現を図っています。

#### 4 教育長及び委員の構成

教育長及び委員は次の6人です。委員には保護者も含まれています。教育長の任期は3年、委員の任期は4年であり、再任されることができます。

(平成31年3月31日現在)

職名	氏名	委員としての任期	職業
教育長	城戸 秀明	H26. 4. 1～R3. 3. 31 (2期目)	
委員	清家 渉	H23. 10. 17～R1. 10. 16 (2期目)	医師
委員 (教育長職務代理者)	久保田 誠二	H24. 7. 16～R2. 7. 15 (2期目)	農業
委員	宮本 美代子	H25. 7. 8～R3. 7. 7 (2期目)	建築士
委員	前田 恵理	H28. 10. 17～R2. 10. 16 (1期目)	会社役員
委員	木下 比奈子	H29. 8. 1～R3. 7. 31 (1期目)	弁護士

### 平成30年度 主な活動

活動内容	実績
教育委員会会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開催実績 計23回               <ul style="list-style-type: none"> <li>①定例会：12回、②臨時会：11回</li> </ul> </li> <li>※うち移動教育委員会2回（県立朝倉光陽高等学校・京築教育事務所）</li> <li>○ 議決事項 43件               <ul style="list-style-type: none"> <li>①基本方針・計画の策定：4件、②人事案件：18件、</li> <li>③審議会委員等任命・委嘱：6件、④規則の制定・改廃：10件、</li> <li>⑤文化財の指定：1件、⑥その他：4件</li> </ul> </li> <li>○ 協議事項 9件（人事案件等）</li> <li>○ 報告事項 24件（条例改正、予算関係等）</li> <li>定例会、臨時会の傍聴者数 31人（報道関係者を除く）</li> </ul>
委員協議会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要施策、懸案事項等のほか、委員提案議題の協議等</li> <li>開催実績 12回、協議等件数 28件</li> </ul>
学校訪問（学校行事・式典への出席、視察、懇談等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校行事・式典（創立記念式典、卒業式）への出席</li> <li>○ 校内視察、学校関係者との懇談、意見交換等（県立朝倉光陽高等学校、豊前市立宇島小学校）</li> </ul> <p style="text-align: right;">訪問回数 延べ26回</p>

<p>学校以外における各種行事への出席、視察、意見交換</p>	<p>○ 各種行事への出席（福岡県教育文化表彰式、とびうめ教育表彰式、福井国体等） ○ 視察（久留米アリーナ、福岡県青少年科学館） ○ 教育関係者との意見交換（豊前市教育委員会、京築教育事務所職員） ○ 知事、公安委員会との意見交換</p> <p style="text-align: right;">出席等回数 延べ 12 回</p>
<p>総合教育会議<sup>注2)</sup>への出席</p>	<p>○ 重点的に取り組むべき事項についての協議 会議回数 2 回</p>
<p>他の都道府県との連携、情報交換の場への出席</p>	<p>○ 国の施策や予算の要望等のほか、「学校教育における法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）の導入・活用について」、「部活動の在り方について」をテーマとした協議等 九州地方教育委員協議会、教育委員総会 全国都道府県教育委員協議会、教育委員会連合会総会、都道府県・指定都市教育委員研究協議会</p> <p style="text-align: right;">出席回数 延べ 11 回</p>

## 成 果

- ・ 教育委員会会議の開催については、定例会のほかに臨時会を積極的に開催し、活発な議論を行いました。会議の議題については、前年度と同様に、事前に送付された会議資料等により議題への理解を深めた上で会議に臨んでおり、事務局提案の原案についても県民の視点に立った議論を行いました。議案を承認する場合も、施策の改善点や要望等を明確に示しました。
- ・ 教育施策などの重要案件や条例・規則の制定、懸案事項等について、委員協議会において継続的に協議した上で、会議の議題として十分な議論を行うとともに、他県との研究協議事項や各種調査結果の報告などについても委員協議会で積極的に議論を行いました。
- ・ 教育現場の実情に応じた施策を展開できるように、移動教育委員会の実施や、県立学校・市町村立学校における授業視察や教職員との意見交換を行うことで教育現場の実態把握や情報収集に努めるとともに、知事、公安委員会との意見交換会を行うことで教育行政について共通理解、相互の連携を図りました。
- ・ 総合教育会議では、教育行政において重点的に取り組むべき事項について協議し、知事と意思疎通及び連携を図りました。
- ・ 教育委員会の情報発信について、移動教育委員会や関係者との意見交換会の様子を県のホームページに掲載して充実を図るとともに、速やかな情報発信を行いました。
- ・ 全国都道府県教育委員会連合会教育長協議会及び教育委員協議会の理事県として国や他都道府県と情報交換を行うとともに、教育財政に関する調査研究を行いました。

## 課 題

- ① 教育委員会会議のさらなる活性化を図るとともに、県民の意向を反映した教育行政を実現するために、今後も教職員をはじめとした関係者との意見交換に努め、教育現場の実態把握等を継続して行う必要があります。
- ② 教育委員会活動が県民により一層理解され、関心を持ってもらうために、今後も継続して積極的な情報発信等に努めていく必要があります。

## 対 応

- ① 教育現場の実態把握や関係者との意見交換の拡充を図るため、視察や、情報交換を充実するほか、関係団体が主催する協議会や研修会等に積極的に参加します。
- ② 教育委員会会議の議事録について、原則としてホームページで公開します。また、県民に分かりやすいホームページとなるよう構成や内容を整理し、速やかな情報更新を行い、今後も継続して教育委員会活動について積極的に情報を発信します。

### 注釈

注1) レイマンコントロール：住民による意思決定。専門家の判断のみによらずに、住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督し、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現すること。

注2) 総合教育会議：①大綱（各地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。）の策定、②教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策、③児童、生徒等の生命又は身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整するための会議。知事と教育委員会で構成され、知事が招集するもの。



# 点検・評価結果

—教育施策の推進状況について—

## ○ 教育施策の推進状況について

県教育委員会は、教育基本法の目標を基本に据えながら、本県における、教育の基本目標を次のように定めています。

### 【教育の基本目標】

- ・ 真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。
- ・ 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
- ・ 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
- ・ 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
- ・ 自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。
- ・ 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。

平成 30 年度は、これらの「教育の基本目標」や「学校教育の目標」に掲げる理念、総合計画に掲げる目標「目指す姿」を達成するために、学校教育、社会教育、文化、スポーツ及び人権教育などの分野において、28 の具体的な施策を掲げました。

そして、これらを体系化し、効果的かつ効率的に推進するため、次ページで示すように、教育施策を 7 つの柱に整理しました。

以下では、28 の施策ごとに、教育施策の推進状況について点検及び評価を行っています。

今後とも、県教育委員会では、学力や体力の向上を本県教育の最重要課題として位置づけ、教育施策の更なる改善、充実に向けて取り組んでまいります。

柱	項目	施策	No
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	1 学力の向上	(1) 確かな学力向上のための取組の推進	1
		(1) 体力向上のための取組の推進	2
	2 体力の向上	(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	3
		(3) 健康教育の充実	4
		(1) 道徳性を養う心の教育の充実	5
	3 豊かな心の醸成	(2) 実体験を重視した教育の推進	6
		(3) いじめや不登校等への対応	7
		(4) 少年の非行防止と健全育成	8
		(5) 幼児教育の充実	9
		(6) 読書活動の充実	10
		4 学校、家庭、地域の連携・協働	(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備
	(2) 家庭教育支援の充実		12
	5 教育環境づくり	(1) 多様な教育ニーズへの対応	13
		(2) ICTを活用した教育活動の推進	14
		(3) 児童生徒の安全確保	15
		(4) 学校施設の整備・充実	16
		(5) 教育機会の確保	17
		(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	18
II 「社会にはばたく力」を育成する	1 多様で特色のある能力や個性の伸長	(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実	19
		(2) 特別支援教育の推進	20
	2 キャリア教育の充実	(1) キャリア教育・職業教育の推進	21
III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	22
IV 生涯学習社会をつくる	1 生涯学習・社会教育の総合的推進	(1) 社会教育活動の推進	23
	2 生涯学習・社会教育環境の整備	(1) 社会教育施設の充実	24
V 県民の文化活動を盛んにする	1 文化の振興	(1) 県民文化芸術活動の振興	25
		(2) 文化財の保存・活用及び継承	26
VI 県民のスポーツ活動を盛んにする	1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	27
VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる	1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	(1) 人権教育・人権啓発の推進	28

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

1 学力の向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進 << 施策 1 >> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 福岡県学力向上推進計画等の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- ◇ 県内全小・中学校における学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校において、学力向上に係る効果的な検証改善サイクルの確立を推進します。特に、中学校の学力向上を目的としたカリキュラム・組織マネジメントの質的向上を図ります。
- ◇ 高等学校においては、生徒や地域の実態に応じて学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組の更なる充実を図ります。
- ◇ 教員研修の実施や各種研究機関との協力により授業の工夫改善を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて教員研修を推進し、授業の工夫改善を図ります。
- ◇ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を進め、放課後の学習支援等を実施することで、学力の向上を目指します。

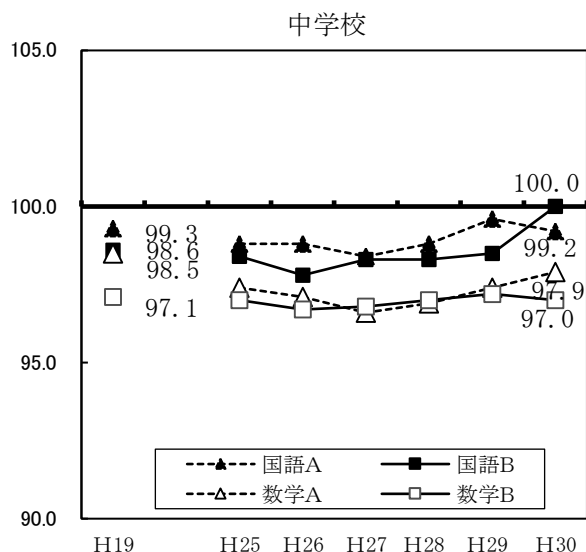
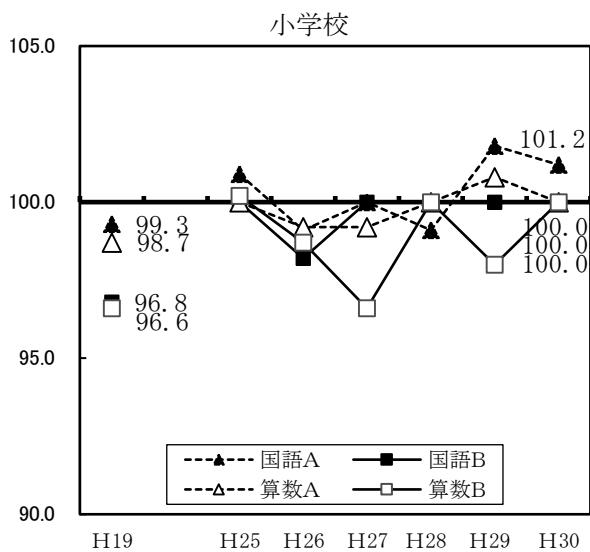
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県学力向上推進計画に基づく 学力向上総合推進事業の実施 ＜重点事業1＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふくおか学力アップ推進事業の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学力調査の実施 平成29年度以降、小5、中1、中2を調査対象学年とし、児童生徒の途切れない実態把握を実現</li> <li>・ 学力向上推進強化市町村の指定及び非常勤講師の派遣 21市町村及び1学校組合を学力向上推進強化市町村として指定し、非常勤講師129名を派遣</li> <li>・ 基礎・基本を含む活用力を育む教材集及び診断テスト 県内全ての小中学校（政令市を除く。）の小4～中3の全学級に教材集を配布。小4～小6を対象に年2回診断テストを実施、Webシステムによる分析結果の活用</li> </ul> </li> <li>○ 学力向上推進拠点校指定事業の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学力向上推進拠点校の指定 県内中学校から基礎学力型（6校）と発展学力型（1校）を指定し、学力向上に向けた学習支援員（2名）の派遣や学力向上に係る経費の1/2以内の額を予算の範囲内で補助</li> </ul> </li> </ul>
「主体的・対話的で深い学び」 推進事業の実施 ＜重点事業2＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附属学校講座受講者数 小：国123人、算110人、理101人、中：理91人</li> <li>・ 各地区講座受講者数 小：国250人、算232人、中：国76人、数72人</li> </ul> </li> <li>○ 福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の大学や県教育センター等と連携を図り、研究開発校11校が学校の特色や教育目標に応じて授業改善や評価に関する実践研究を進め、主体的・対話的で深い学びを推進</li> <li>・ プロジェクトの成果を公開授業や実践発表会等にて全県に普及</li> </ul> </li> </ul>
地域学校協働活動事業における 放課後の学習支援等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内35市町村239教室で実施</li> </ul>

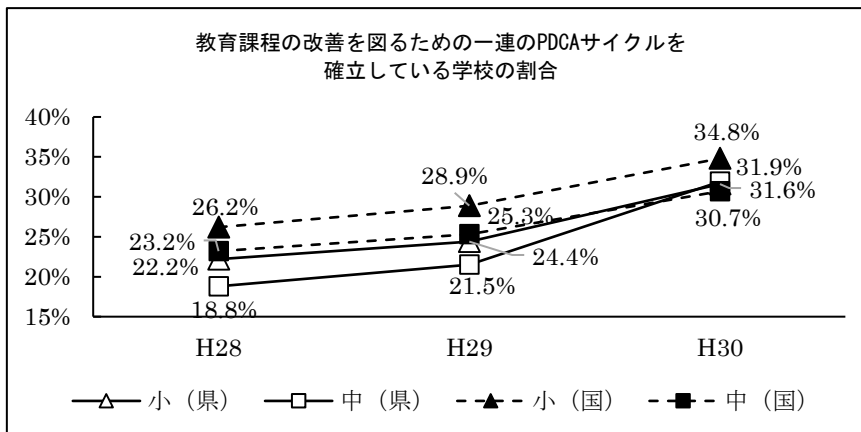
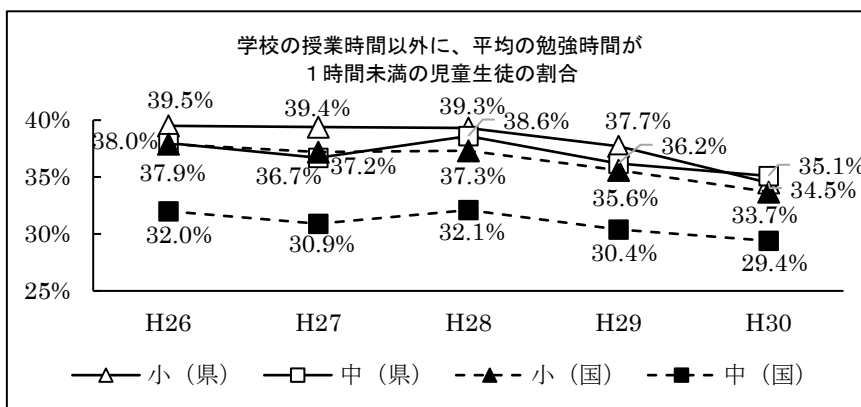
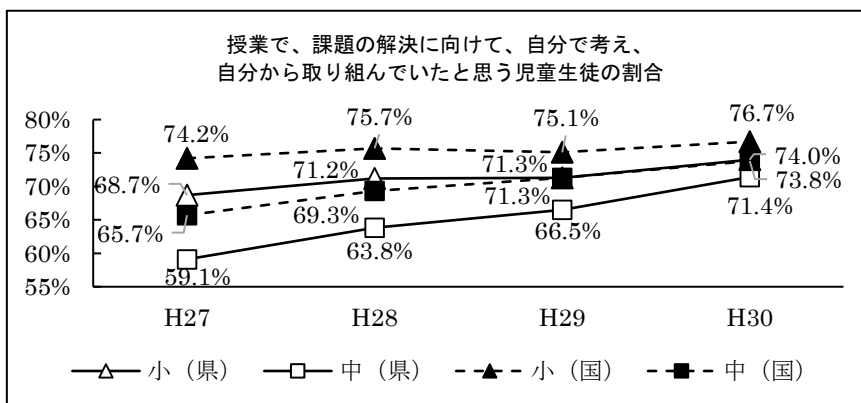
指 標
-----

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における標準化得点※の教科ごとの平均値 [ 小：国語、算数 ] [ 中：国語、数学 ] ※標準化得点= (本県の正答数) / (全国の正答数) ×100	小 国語 100.6 算数 100.0 中 国語 99.6 数学 97.5 (H30 年度)	小 国語 100 以上 算数 100 以上 中 国語 98.9 以上 数学 98.6 以上 (R3 年度)	○
課題解決に向けた取組	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 74.0% (全国 76.7%) 中 71.4% (全国 73.8%) (H30 年度)	全国平均以上 (R3 年度)	○
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 34.5% (全国 33.7%) 中 35.1% (全国 29.4%) (H30 年度)	全国平均以下 (R3 年度)	○
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合	小 31.6% (全国 34.8%) 中 31.9% (全国 30.7%) (H30 年度)	全国平均以上 (R3 年度)	○

全国学力・学習状況調査標準化得点の県と全国の差



※A問題：主として知識に関する問題、B問題：主として活用に関する問題



## 成 果

小学校の標準化得点は、国語B、算数A、算数Bが全国と等しく、国語Aは全国を上回りました。

- ・ 全国学力・学習状況調査の小学校の標準化得点は、調査の始まった平成19年度と比較して、全ての教科区分において上昇し、調査開始以来の最高値を示しました。
- ・ 全国学力・学習状況調査の中学校の標準化得点は、2教科区分が2年連続で上昇しました。
- ・ 「学校・教員支援」「教育委員会支援」にかかる学力向上事業の積み重ねにより、検証改善の取組の実効性が高まっています。
- ・ 「学力向上推進拠点校」の指定では、中間報告会の中で、組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント及び授業改善の視点から、各拠点校の取組の成果と課題及び来年度に向けた方向性について共通理解が図られました。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座では、各地区講座や附属学校講座において国語、算数・数学、理科の公開授業等を実施したことにより、受講者自身の授業改善が進んだり、各学校の校内研修を通じた指導の広まりがみられたりしています。

## 課 題

中学校の標準化得点は、3つの教科区分において、全国を下回っています。

- ① 全国学力・学習状況調査
  - ・ 全国学力・学習状況調査の中学校の標準化得点は3つの教科区分で全国を下回っています。
  - ・ 小中9年間を通して持続的に学力を伸ばさせるため、小中をつないで授業改善を推し進めたり、優れた組織マネジメントによる検証改善体制の確立を充実させたりする必要があります。
- ② 学力向上推進拠点校では、各学校の特色ある学校経営や教育活動の公開等を通して、その成果を広く県内に普及啓発していく必要があります。
- ③ 一部の教科で実施していた「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座を拡充して実施し、各教科の授業で思考力・判断力・表現力等を高めていく必要があります。
- ④ 県立高等学校等では、授業改善が進んでいますが、新高等学校学習指導要領を踏まえ、深い学びの実現や評価について、さらに研究を進め、全校に普及する必要があります。
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みづくりについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図り、未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

## 対 応

思考力・判断力・表現力等を育成する授業づくりを推進します。

- ① 全国学力・学習状況調査

小中学校において、組織的な検証改善サイクルを中心となって進めるミドルリーダー等の人材育成、定期考査問題の改善や書くことを重視して思考力・判断力・表現力等を育む授業改善、小中連携を図る組織マネジメント等の取組を推進します。
- ② 学力向上推進拠点校においては、最終年度の研究発表会を通して、学校の一体感が感じられる組織マネジメントや学力向上に資するカリキュラム・マネジメント、深い学びを具現化する授業改善の成果を広く県内に発信していきます。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」授業実践講座においては、小学校（国語、社会、算数、理科等）、中学校（国語、社会、数学、理科、外国語等）ともに教科の枠を広げて実施し、思考力・判断力・表現力等の一層の充実に努めます。
- ④ 県立高等学校等では各研究実践校で地区別実践発表会を開催し、全参加校のポスター発表を行うことで、成果の普及・共有に努めます。
- ⑤ 地域学校協働活動事業を全市町村で実施するため、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、活動している方々を対象とした研修会を実施します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

(1) 体力向上のための取組の推進 << 施策 2 >>

体育スポーツ健康課

平成30年度 施策の基本的なねらい

◇ スポーツ医・科学の知見を取り入れた体育・スポーツ活動の充実やオリンピック・パラリンピック教育の推進、オリンピック・パラリンピアン等の活用等により、子どもの運動への動機付けや習慣化の促進を図り、子どもたちの体力を更に向上させます。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
福岡県体力向上総合推進事業の実施 <重点事業3>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校体力向上指導者研修会 6回開催 659人参加</li> <li>○ 小学生チャレンジスポーツプロジェクト ・「スポコン広場」<sup>注1)</sup> 地区大会の開催 6教育事務所及び北九州市の7地区で計5,174人参加</li> <li>○ オリンピアン・パラリンピアン等派遣事業 21市町村に派遣</li> <li>○ ラグビートップ選手派遣事業 県内143小学校に派遣</li> </ul>

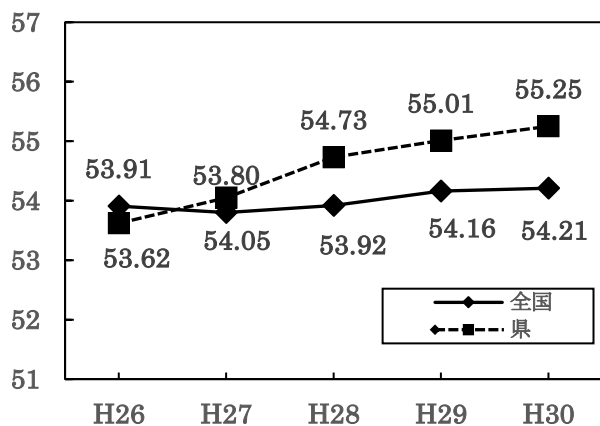
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
子どもの体力の向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値	小 男子 55.25点(54.21点) 女子 56.32点(55.90点) 中 男子 43.55点(42.32点) 女子 51.25点(50.61点) (H30年度)	全区分 全国平均以上 (毎年度)	◎
子どもの運動習慣の定着	学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	46.56% (H30年度)	50% (H30年度)	△

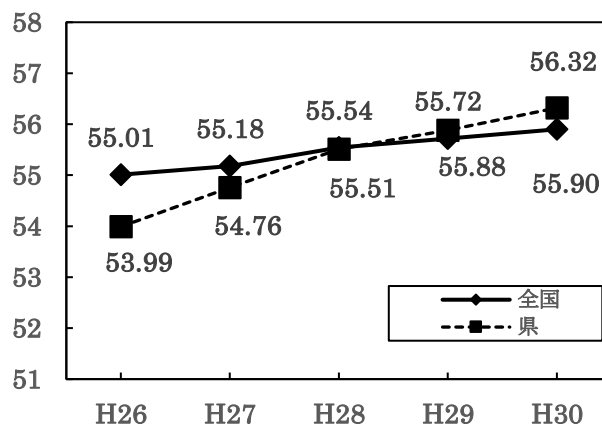
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」体力合計点<sup>注2)</sup>の県平均値(年度比較)

※小学校5年生、中学校2年生対象(悉皆調査)

小学校男子

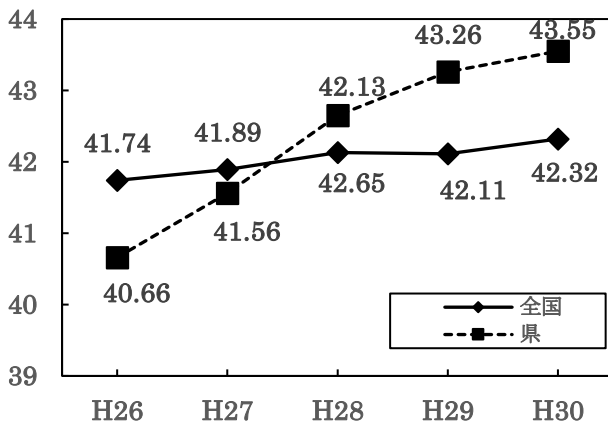


小学校女子

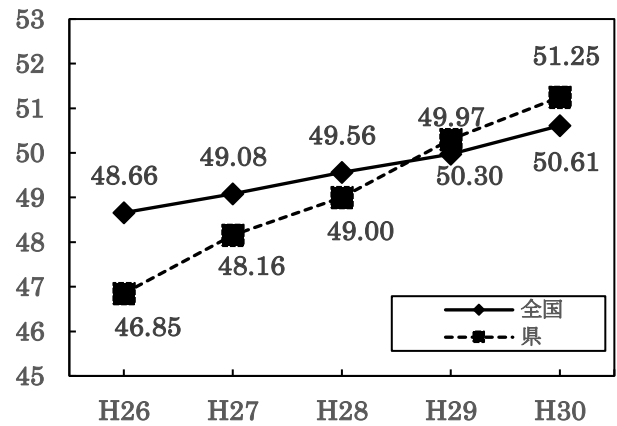




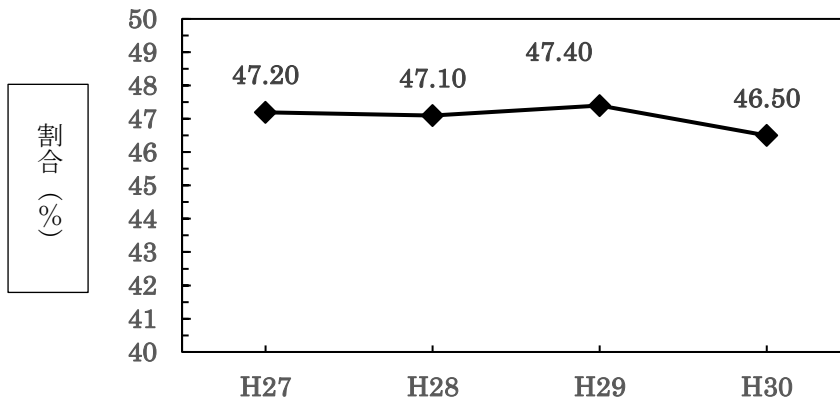
中学校男子



中学校女子



学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合（年度比較）



**成 果** 小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が全国平均値を上回りました。

- ・ 小学校男子の県平均値は4年連続、中学校男子は3年連続、小・中学校女子は2年連続で全国平均値を上回りました。また、小学校男女及び中学校男女全ての区分で県平均値が調査開始以降最高値となりました。

**課 題** 子どもの運動習慣の定着の割合が依然として目標値に達していません。

- ① 学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合が低下しているため、授業以外での取組の充実が求められます。

**対 応** 運動の動機付けと習慣化を図るため、体育授業の改善を図るとともに、様々な取組を実施します。

- ① 小・中学校教員を対象とした体力向上指導者研修会の実施や「1校1取組」運動の継続的な実施を通して、体育・保健体育の授業改善を図るとともに、「スポコン広場」の参加推奨やオリンピック・パラリンピック教育の推進等により、子どもたちの運動の動機付けと習慣化を図ります。

**注釈**

- 注1) スポコン広場：小学生の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図ることを目的として、体力向上ホームページ上に開設されたサイトのこと。学級ごとに様々な競技に挑戦し、その記録をインターネット上で競い合うことができる。また、登録校の中から選ばれたチームで競い合う地区大会が開催される。
- 注2) 体力合計点：50m走やボール投げ等の体力・運動能力を測定する新体力テスト8種目について、各10点満点で採点した合計得点（小・中学校男女それぞれ採点基準が異なる）。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

**(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり**

《施策3》

体育スポーツ健康課

平成30年度 施策の基本的なねらい

◇ 運動部活動の適正な運営や部活動指導員<sup>注1)</sup>等を活用した指導体制づくりの推進により、それぞれの種目特有の楽しさを味わうことのできる魅力ある運動部活動を構築し、より多くの生徒が運動・スポーツを実践することを通して、体力の向上や健康の保持増進を図るなど、継続的に運動に取り組む運動習慣の定着を図ります。

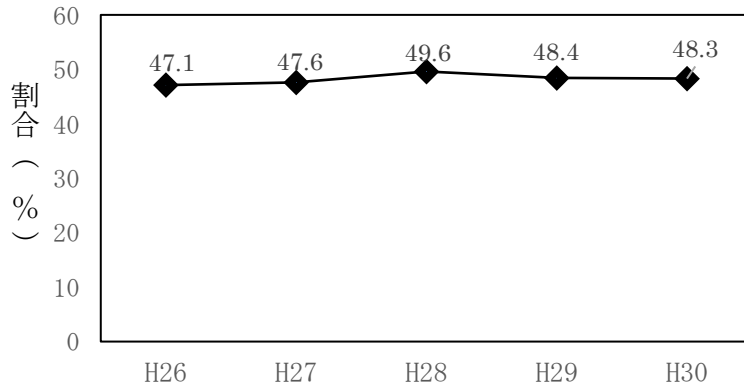
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教員の指導力向上のための各種研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トレーニング指導者研修会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公財)福岡県スポーツ振興センターと合同で、教職員や県内スポーツ推進委員等を対象に、指導者研修会を開催 参加者数 85人</li> </ul> </li> <li>○ 学校体育における地域人材<sup>注2)</sup>の活用に関する調査研究                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武道種目に関する人材の確保と活用 18校に19人を派遣</li> <li>・ ダンスに関する人材の確保と活用 5校に5人を派遣</li> </ul> </li> <li>○ 武道指導者養成研修会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武道の指導経験がない又は浅い教員を対象に指導者養成研修会を開催 参加者数 柔道44人、剣道25人、空手道22人</li> </ul> </li> </ul>
福岡県体力向上総合推進事業における部活動指導員の配置 ＜重点事業3＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部活動指導員の配置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を派遣 派遣数 市町村立学校23人、県立学校112人</li> </ul> </li> <li>○ 運動部活動指導力向上研修会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動部活動の指導歴が浅い顧問、もしくは競技歴がない顧問を対象に、適正な運営に関する研修会を開催 参加者数 運動部活動顧問312人</li> </ul> </li> <li>○ 部活動指導員研修会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活動指導員を対象に、学校教育の一環としての部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等に関する研修会を開催 参加者数 部活動指導員のべ119人</li> </ul> </li> </ul>

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
運動部活動の推進	運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合	48.3% (H30年度)	50.0% (毎年度)	△

【運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合】



**成 果** 運動部活動に関わる指導者の資質向上を図ることができました。

- ・ 指導歴が浅い、もしくは競技歴がない運動部顧問を対象に、科学的根拠に基づいたスポーツ医・科学の見地や、コーチング及びマネジメントの理論、スポーツ・インテグリティの確保等を踏まえた指導法等について研修を行うことにより、教員の資質向上を図ることができました。
- ・ 中学校の保健体育科の授業に武道やダンスの地域人材を派遣した結果、専門性の高い指導者の的確な指示により、段階に応じた技能を習得できました。
- ・ 中学校保健体育科教員を対象に実技指導を含めた武道指導者養成研修会を実施し、発達段階に応じた指導方法の習得や安全確保の仕方など、教員の資質向上を図ることができました。
- ・ 市町村立学校に23人、県立学校に112人の部活動指導員を派遣し、より専門的な技術指導を行う体制の整備を図るとともに教職員の負担を軽減することができました。
- ・ スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、適切な運動部活動の取組に関する「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」を策定しました。

**課 題** 運動部活動の適切な運営のための体制整備が求められています。

- ① 運動部活動を持続可能なものにするために、適切な運営のための体制整備が必要です。
- ② 部活動指導員が配置されている学校においては、教員との打合せ時間を確保することや、互いの役割の明確化、学校教育への共通理解等を図ることが必要です。
- ③ 運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合が横ばい状態であるため、今後入部率向上に向けた取組が必要です。

**対 応** 調査研究委員会を設置し、課題解決の道筋を明らかにしていきます。

- ① 運動部活動の在り方に関する調査研究委員会において、地域の実情に応じた新たな運動部活動の在り方に関する研究を実施し、その内容を広く周知します。
- ② 部活動指導員を対象に、学校教育の一環としての部活動の指導体制の在り方や生徒理解に基づく指導法等について研修会を実施します。
- ③ 多様な生徒のニーズに応じた運動部活動（シーズン制、レクリエーション志向、体力づくり等）の在り方を検討します。

**注釈**

注1) 部活動指導員：学校における部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減のため、学校におけるスポーツ、文化等に係る専門的な知識・技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、福岡県教育委員会が辞令を交付し部活動に係る技術的な指導に従事する指導者のこと。部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職であり、単独での指導や学校外での活動（大会・練習試合等）の引率等の職務に従事することができる。

注2) 地域人材：専門的な知識や技能を有し、地域等で青少年の指導実績のある指導者のこと。

1 「学力、体力、豊かな心」を育成する

2 体力の向上

**(3) 健康教育の充実** << 施策 4 >>

体育スポーツ健康課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 性や心の問題を早期に発見し適切な措置を講じるため、学校、保護者、専門医が連携し、生徒等の不安や悩みの解決を図ります。
- ◇ 児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。

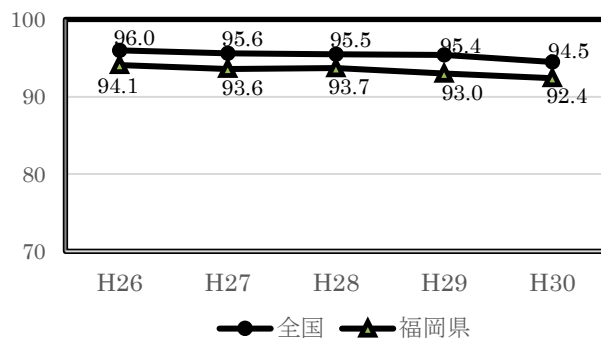
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
健康教育推進事業 (性と心の健康相談) の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒の性や心の健康問題の解決を図るため、全県立高等学校を対象に専門医(産婦人科医、精神科医)による講演会や相談を実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産婦人科(実施率: 95.8% 91/95校)</li> <li>実施回数: 105回(講演36回・相談69回) 相談件数: 265回</li> <li>・ 精神科(実施率: 80.0% 76/95校)</li> <li>実施回数: 102回(講演11回・相談91回) 相談件数: 258回</li> </ul> </li> </ul>
食に関する指導についての 研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食に関する指導のための教職員(栄養教諭・学校栄養職員等)研修の実施</li> <li>○ 福岡県学校給食研究指定委嘱校 食に関する指導の実践校 10校</li> <li>○ 食に関するイベントによる食育啓発活動の実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡県学校給食レシピコンクール 1,634点 応募</li> <li>・ 福岡県学校給食フェア 552人 来場</li> </ul> </li> <li>○ 食物アレルギー対応に関する研修会等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アレルギー講習会 266人参加(県外から30人含む)</li> <li>・ 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会 285人参加</li> </ul> </li> </ul>
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ふくおか弁当の日」優良事例報告会の開催</li> <li>○ 「ふくおか弁当の日」の実施校数(平成29年度) 小学校 304校、中学校 155校</li> </ul>
「食育出前講座」の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県内公立高等学校及びPTA団体等が開催する食育関連の研修会等へ講師を派遣 実施校数 11校</li> </ul>
衛生管理及び安全な食材確保のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校給食の衛生管理等に関する状況調査及び改善指導 学校給食施設 17施設</li> <li>○ 学校給食用食材の点検 市町村立学校、共同調理場 28施設(政令市を含む) 県立学校 2校</li> </ul>

**指 標**

指 標	指 標 の 概 要	
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	
現状値	目標値	達成状況
92.4% (全国 94.5%) (H30年度)	全国平均以上 (R3年度)	△

朝食を食べる習慣が定着している児童の割合(%)



## **成 果** 各学校の実態に応じて、特色ある健康教育が推進されています。

- ・ 専門医による性や心の健康に関する講演や相談を実施したことによって、「正しい知識が深まった」、「医療機関の受診につながった」等の評価を得ており、高校生の心身の健康問題への対応の充実を図ることができました。
- ・ 食に関する指導の全体計画が、すべての小学校、中学校で作成され、食に関する指導が充実しています。
- ・ 学校給食研究指定事業委嘱校においては、児童生徒が望ましい食習慣を身につけるための効果的な取組が実践され、朝食摂取率が向上しました。
- ・ 学校と家庭との食育をつなぐ取組として、弁当の日に取り組む学校は徐々に増加しており、学校の実態に応じた特色ある取組が推進され、児童生徒の食に対する意識を高めることにつながりました。また、食への感謝の気持ちを育むとともに、食を通じた家族間のコミュニケーションの機会の増加にもつながりました。
- ・ 福岡県学校給食レシピコンクールや学校給食フェア等の食に関するイベントは、児童生徒、保護者等の食に関する意識を高めることにつながりました。
- ・ 学校給食衛生管理に関する指導者を学校給食施設に派遣し、施設ごとに実態に応じた指導を行ったことで、体制面や施設面での改善につながりました。

## **課 題** 効果的な取組を県内に広めていくことが必要です。

- ① 全ての学校において、性と心の健康相談事業の積極的な活用を推進し、取組の充実を図る必要があります。
- ② 朝食摂取率の向上につながる効果的な取組を、県内の学校に広めていくことが必要です。
- ③ 学校給食の衛生管理について、管理体制や施設設備を更に充実することが必要です。

## **対 応** 研修会や報告会等を通して、効果的な取組を周知していきます。

- ① 性と心の健康相談事業の全校実施に向けて、実施校の取組事例等を紹介するとともに、関係機関との連携を図ります。
- ② 研究指定校等における、学校と家庭が連携した朝食摂取率の改善に効果が認められる取組を、研修会やHP等を活用して県内各学校に周知していきます。また、児童が自分の朝食について、振り返ることができる取組シートを配布し、活用を促します。
- ③ 学校給食の衛生管理等について、設置者である市町村教育委員会や学校給食関係者の意識向上のために、地域の研修会等で指導・改善内容を広めていきます。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(1) 道徳性を養う心の教育の充実 <<施策5>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「特別の教科 道徳」の実施を踏まえ、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ります。
- ◇ 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◇ 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳科や各教科などの指導を推進します。

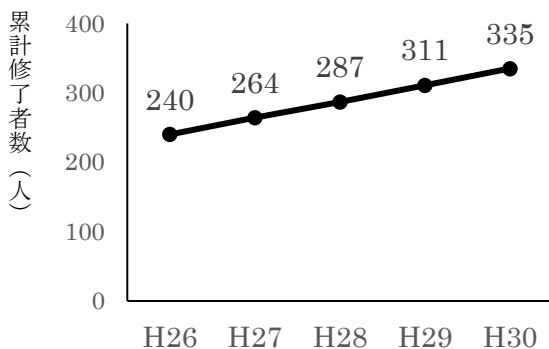
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア活動等の体験活動の実施状況（政令市を除く。）</li> <li>・ 小学校 84.3% (380校)</li> <li>・ 中学校 68.0% (138校)</li> <li>・ 県立高等学校 100% (95校)</li> </ul> <体験活動の例> 地域の清掃・美化、福祉施設等訪問、リサイクル活動、自然・文化財等保護、国内及び国際社会への支援協力と貢献
規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県道徳教育地域指導者研修における道徳教育地域指導者<sup>注1)</sup>の育成 小中学校（政令市を除く。） 各12人</li> <li>○ 「道徳教育推進市町村」を指定し、研究成果を普及・啓発（6市町村）</li> <li>○ 県立高等学校等における「道徳教育全体計画」及び「年間指導計画」の作成 100%</li> </ul>

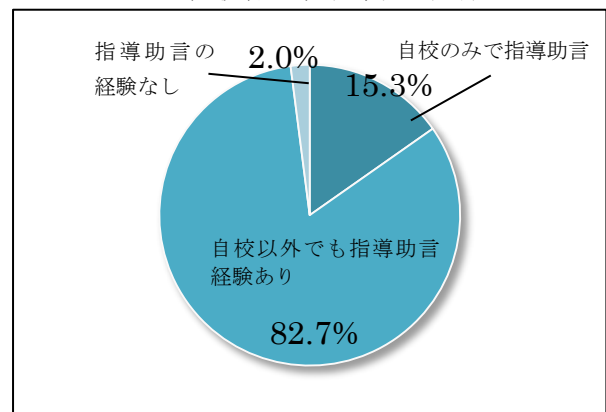
指 標

指 標	指標の概要	現状値	目標値	達成状況
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	335人 (H30年度)	360人 (R1年度)	○
	研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	82.7% (H29年度)	85% (毎年度)	○

各地域の道徳教員の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計



研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合



## 成 果 道徳教育地域指導者を累計 335 人育成し、活用しています。

- 平成 30 年度に 24 人、累計 335 人の道徳教育地域指導者を育成し、各地域で活用されています。
  - 校内における指導助言 1,851 回
  - 他校における指導助言 595 回
  - 各地区研修会における指導助言等 795 回
- 各学校において「私たちの道徳」<sup>注2)</sup>が計画的に活用されています。
  - 活用計画の作成状況（政令市を除く。）
    - 小学校 99.3%（456 校）
    - 中学校 99.5%（201 校）
- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動は、全ての県立高等学校で実施しています。
- 全ての県立高等学校において、道徳教育の充実のための「全体計画」及び「年間指導計画」を作成し、実施しています。

## 課 題 道徳教育地域指導者の育成及び幅広い活用が必要です。

- 地域によって、これまで養成した道徳教育地域指導者の活用状況に差がみられます。また、活用場所において、自校内のみの指導にとどまっている状況も見られます。各地域の道徳教育授業研修会等の講師として、より一層の活用が必要です。
- 道徳科のねらいに結びつくような体験活動の充実を図ることが必要です。
- 道徳科の趣旨を踏まえた指導と評価の一体化が必要です。
- 県立高等学校等においては、生徒の発達段階を考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通して行うことにより、生徒が自らの人生観・世界観や価値観を形成し、主体性を持って生きたいという意欲を高める必要があります。
- 高等学校における道徳教育は、中学校の内容項目とのつながりを意識し、学校の実態に応じて推進する必要があります。

## 対 応 道徳指導者養成、研修の充実と指導者の活用について啓発します。

- 平成 30 年度から令和元年度までに 49 人、累計 360 人の道徳教育地域指導者を育成し、各地域で道徳教育の講師として活用します。
- 管理職研修会や教務主任研修会等において、道徳性を養うための体験活動の充実や道徳教育地域指導者の活用について啓発します。
- 道徳教育推進事業及び福岡県重点課題研究指定・委嘱事業において道徳科の趣旨を踏まえた多様な指導方法の研究、評価の推進及びその成果の普及を行います。
- 県立高等学校等においては、道徳教育の目標を達成するための「全体計画」及び「年間指導計画」について内容の精選・充実を図ります。
- 「年間指導計画」を作成する際に、学校の実態に応じた道徳教育の重点項目を明確にした上で、指導場面毎に、重点的に指導する中学校の内容項目を記入し、関連付けて指導します。

### 注釈

- 注1) 道徳教育地域指導者：道徳教育に関する基本的な理論研究及び実践研究を行い、その指導技術を習得させることを目的とした年 5 回の「福岡県道徳教育地域指導者研修」を受講した、道徳教育を推進する専門的な資質を持った教員。
- 注2) 「私たちの道徳」：文部科学省が作成し、全国の小・中学生に配布されている道徳教育用教材。児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとしている。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(2) 実体験を重視した教育の推進 << 施策 6 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

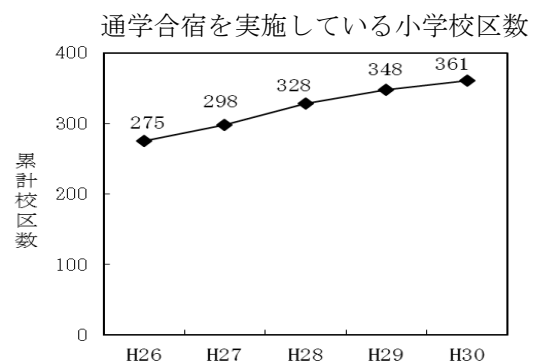
- ◇ 子どもの生活習慣の定着、協調性・主体性などを育むため、地域人材を活用しながら「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた体験活動の充実を図ります。
- ◇ 社会教育施設等を活用し、体験活動の充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
通学合宿推進事業の実施	○ 実施小学校区数 累計 361 校区 (うち平成30年度実施校区数 13 校区 (8 市町))
県立学校集団体験活動推進事業の実施	○ 自立と協働を学ぶ体験活動 実施率 100% (全日制高等学校等) ○ 特別支援学校体験学習 実施率 100% (特別支援学校)
子どもたちの体験活動を推進する地域活動指導員設置事業の実施	○ 地域活動指導員設置市町村数 57 市町村 183 人 ○ 県地域活動指導員研修会の実施 参加者 137 人 ○ 教育事務所主催学習会 参加者 186 人
障がいのある子どもたち・不登校の子どもたちの体験活動の支援	○ 社会教育総合センター 知的障がいのある児童生徒・保護者対象 3 回 50 家族 133 名 ○ 英彦山青年の家 聴覚障がいのある児童生徒対象 1 回 26 名 ○ 少年自然の家「玄海の家」 視覚障がいのある児童生徒対象 2 回 15 名 ○ 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」 適応指導教室等に通っている中学生対象 4 回 43 名

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
通学合宿の実施	通学合宿を実施している小学校区数	
現状値	目標値	達成状況
361 校区 /723 校区 (H30 年度)	368 校区 /723 校区 (H30 年度)	○



※ 現状値及び目標値は、平成21年度以降新たに通学合宿を実施している校区数の累計



**成果** 通学合宿により、地域の各種団体が支援にかかわり、地域が一体となって子どもを育てる体制整備が進んでいます。

- ・ 通学合宿推進事業においては、地域の方々それぞれの特色を生かしながら子どもたちの活動の見守りや指導助言をしていただきました。その結果、日常生活における調理や清掃等の生活体験に個人や班で取り組むことで、基本的な生活習慣づくりのきっかけとなり、規範意識や協調性の向上などにつながりました。
- ・ 地域活動指導員設置事業は、特に体験活動等において、指導員が地域住民や子どもたちのニーズを把握し、活動の企画・立案・運営・評価を直接担うとともに、コーディネーターとして関わることで、活動の活性化が図られ、その役割を十分に発揮しています。
- ・ 県立学校集団体験活動推進事業は、全日制高等学校等の第一学年を対象としていますが、従来の集団訓練等に加え、テーマ別協議等、アクティブ・ラーニングを体験し、協働的な学びへと繋いでいく体験活動を実施することにより、多くの生徒が高校生活へスムーズに移行し、集団の中で良好な人間関係を形成し、社会的自立の基礎を身に付けることができました。
- ・ 県立学校集団体験活動推進事業における災害時生活体験、自然体験、集団行動体験等の多様な体験活動を通して、生徒一人一人の基本的な生活習慣の確立に向けた規範意識の醸成や各学校の学校文化の理解、学年集団内の良好な人間関係づくり、帰属意識の高揚、学ぶ意欲・体力の向上への意識改革により、自立と協働の精神を育むとともに、高校生活への早期対応を図ることで、学校不適應の防止に成果が出ています。

**課題** 通学合宿推進事業は、低学年のみを対象としたメニューの実施について、更なる周知と支援が必要です。

- ① 通学合宿推進事業では、上級生や支援者による積極的かつ丁寧な関わりから、低学年の活動が不足する場合があります。そこで低学年のみを対象とした1泊3日（1日の事前研修と1泊2日の通学合宿）のメニューについて、さらに周知及び支援を実施する必要があります。
- ② 地域活動指導員設置事業については、市町村単位で活動しており、活動内容は様々です。家庭教育や自然体験活動における専門性をもった指導員も多く、その能力を県内各地に広げ、多くの地域で発揮されることが期待されています。
- ③ 全日制高等学校等においては、学校行事をはじめとする特別活動と関連させ、集団の一員としての自覚を促しながら、生徒たちが自らの課題や社会が抱える課題を自発的・能動的に解決するためのプログラムを確立し協働活動へと繋げていく必要があります。

**対応** 通学合宿推進事業に低学年児童のみを対象とした内容を加え、低学年児童の活動を促進します。

- ① 通学合宿事業に低学年の児童のみを対象としたメニューを加えたことの意図や期待される効果等を周知しながら、地域の実情に応じた実施方法についての助言や支援を行っていくことで、低学年の児童の活動を促進します。
- ② 地域活動指導員設置事業については、各地で取り組まれている素晴らしい実践を広げ、より一層指導員の資質能力の向上を図るため、実践の情報共有や研修の充実を推進します。
- ③ 全日制高等学校等で第一学年を対象に実施している体験活動事業においては、特に効果があると考えられるプログラムを他の学校へ広報するため、実施に係る評価を行っています。また、全校生徒で取り組む体育大会や文化祭などの特別活動を通して、集団内における良好な人間関係作りや生徒個々の自己有用感の育成に努めながら、社会的自立の基礎を身に付けさせ、協働活動の意義づけを行っていきます。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する  
3 豊かな心の醸成

(3) いじめや不登校等への対応 < 施策7 >

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針及び福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）に基づき、いじめ防止等の取組を更に推進します。
- ◇ いじめや不登校等を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校が組織的に対応する取組を推進します。

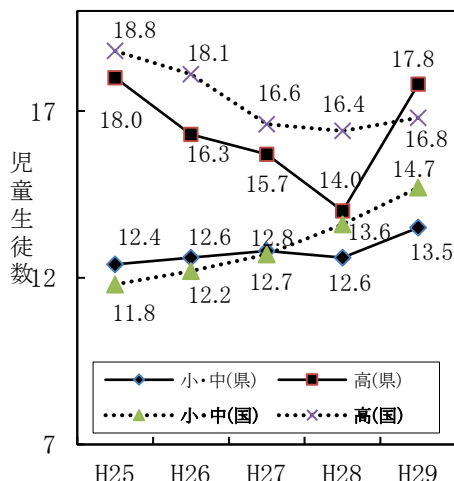
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
いじめ・不登校 <sup>注1)</sup> 総合対策事業の実施 < 重点事業4 >	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ問題等学校支援チームの設置（委員5人、支援回数10回、連絡会議3回）</li> <li>○ いじめ問題対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活・環境多面検査の活用</li> <li>・ 保護者用リーフレットを作成（全小中学校配布（政令市を除く。））</li> </ul> </li> <li>○ スクールカウンセラー等活用事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラーの配置（全中学校（政令市を除く。））</li> <li>・ 中学校のスクールカウンセラーの小学校への派遣（7,873件）</li> <li>・ スクールカウンセラースーパーバイザーの配置（各教育事務所に2～5名）</li> <li>・ スクールソーシャルワーカーの配置（県内9市町）及びスクールソーシャルワーカーの市町村における任用について経費の1/3以内の額を予算の範囲内で補助（42市町村67人）</li> </ul> </li> <li>○ 豊かな人間性育成事業 「ピア・サポート活動」等の児童生徒の人間関係づくりの推進</li> <li>○ 「子どもホットライン24」相談事業 24時間対応教育相談の実施（総相談件数5,851件）</li> <li>○ 不登校予防診断チェックリストの配布（チェックリスト、分析ツール、解説書の作成）</li> <li>○ リフレット（「福岡アクション3」<sup>注2)</sup>、「保護者のアクション3」<sup>注3)</sup>）を作成（全小中学校の教員、保護者に配布（政令市を除く。））</li> <li>○ 関係機関・地域との連携 問題行動及び犯罪被害防止に係る警察と学校間の相互連絡（連絡回数：現在3,150回）</li> <li>○ 高等学校不登校・いじめ防止対策事業の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラーの配置（31校）</li> <li>・ 訪問相談員の配置（13校）</li> <li>・ スクールソーシャルワーカーの配置（5校）</li> </ul> </li> </ul>

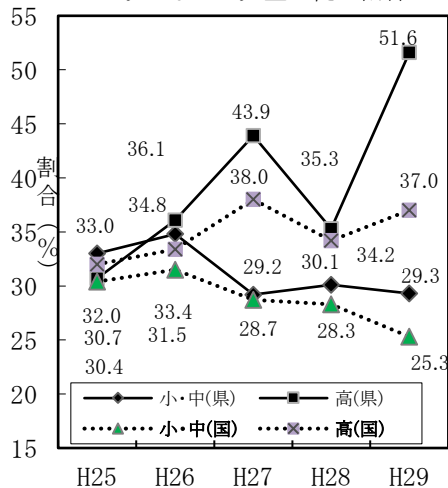
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
不登校対策	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小 4.7人（全国 5.5人） 中 32.4人（全国 33.8人） 高 17.8人（全国 16.8人） (H29年度)	全国平均以下 (毎年度)	○
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 29.3%（全国 24.9%） 中 29.4%（全国 25.5%） 高 51.6%（全国 37.0%） (H29年度)	小・中学校 全国平均以上 (毎年度)  高等学校 50% (毎年度)	◎  ◎
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 89.0%（全国 86.4%） 中 87.7%（全国 83.9%） 高 88.4%（全国 84.8%） (H29年度)	全国平均以上 (毎年度)	◎

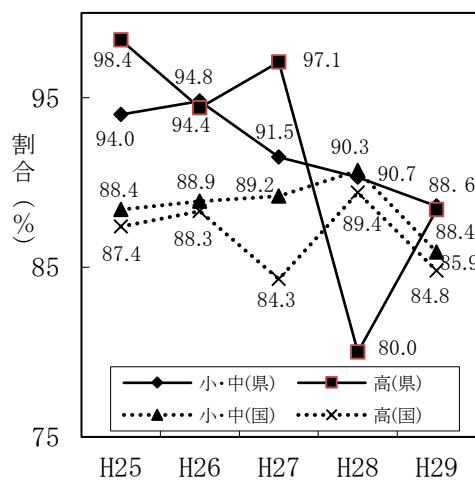
児童生徒 1,000 人当たりの  
不登校児童生徒数



不登校から継続して登校できる  
ようになった児童生徒の割合



いじめの認知件数のうち解消  
した件数の割合



小・中学校のいじめ・不登校に関する指標は、文部科学省調査に基づき公表。平成 30 年度分の公表は令和元年 10 月。

**成 果** 不登校から継続して登校できるようになった割合が全国平均を上回っています。

- ・ 県立高等学校において、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合が、目標値に達しました。
- ・ 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、各学校における取組が進み、いじめの未然防止、早期発見及び解消に向けた組織的な対応が図られています。
- ・ いじめの認知件数のうち解消した件数の割合が、高等学校で全国平均より上回りました。
- ・ 学校でスクールカウンセラー等を活用した教員のカウンセリング・相談技能向上のための校内研修を実施しました。
- ・ マンツーマン方式<sup>注4)</sup>等の徹底により、不登校児童生徒への組織的取組の充実が図られ、平成 29 年度は、小中学校において 1,000 人当たりの不登校児童生徒数が全国平均よりもやや低くなっています。
- ・ 県立高等学校において複雑化・多様化する生徒指導上の課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員を配置し、生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導の充実を図り、生徒を支援しました。

**課 題** いじめを認知したものが全て解消しているわけではなく、引き続き危機意識をもって取り組む必要があります。

- ① 児童生徒 1,000 人当たりの認知件数が全国平均よりも低く、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との危機意識を持った上で、現在実施している未然防止・早期発見・早期対応の取組を引き続き改善・充実する必要があります。
- ② いじめの認知件数のうち解消した件数の割合が、小・中学校で前年度を下回りました。
- ③ 現在、不登校の取組として実施している取組を検証し、マンツーマン方式など効果のある取組を継続するとともに、小中のつながりを大切に取組等の一層の徹底・充実が必要です。
- ④ 県立高等学校において、不登校から継続して登校できるようになった生徒の割合は、目標値に達していますが、継続して取り組む必要があります。

**対 応** 「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)の取組を一層推進し、いじめの解消の指導を徹底します。

- ①② 国のいじめ防止基本方針が 29 年 3 月に改定され、いじめが解消したと判断するにはいじめ行為が止んでいる状況が少なくとも 3 か月継続している等に条件が改められたところですが、「福岡県いじめ問題総合対策」(改訂版)に基づき、学校生活・環境多面調査の活用を進めるとともに、これまで以上に早期発見・早期対応の取組を充実させることで、丁寧な対応と確実ないじめ解消に努めます。また、いじめ防止対策推進法の定義に基づいた正確な認知、国のいじめ防止基本方針の定義に基づいた解消の指導を徹底し、認知されたいじめ事案については、今後も全ての解消に向け指導を継続していきます。
- ③ 新たな不登校を生まないための取組の充実や、不登校予防診断チェックリストの活用等、不登校兆候を示す児童生徒の把握とマンツーマン方式等の徹底に努めます。また、小中 9 年間のつながりを重視した取組や要因分析に基づく取組の充実を支援します。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の相互の連携を促進し、より効果的な支援を充実させるとともに、配置の拡充に努めます。

**注 釈**  
 注 1) いじめ：児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
 不登校：年間 30 日以上欠席した者のうち、「なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）」をいう。  
 注 2) 福岡アクション 3：不登校の問題への対応のために、不登校対策の 3 つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、「すぐできる」「かならずできる」「みんなでできる」取組等を、学校において重点的に取り組むべきこととして整理し示したもので、平成 25 年 4 月から実施している。  
 注 3) 保護者のアクション 3：不登校の問題への対応のために、不登校対策の 3 つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続支援）に基づき、家庭で具体的にどのように取り組んでいけばいいかを示したもので、平成 26 年 4 月から実施している。  
 注 4) マンツーマン方式：学級担任にこだわらず、不登校児童生徒（兆候を示す者を含む。）と最も信頼関係ができていない教師が担当者となって責任をもち、年間を通して指導・援助するもの。児童生徒の状態に応じたきめ細かで継続的な対応が期待できる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(4) 少年の非行防止と健全育成

《施策 8》

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、  
体育スポーツ健康課、社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭におけるルールづくりなど児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。
- ◇ 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するために、体育科・保健体育科及び特別活動等に関連づけ、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組みを推進します。

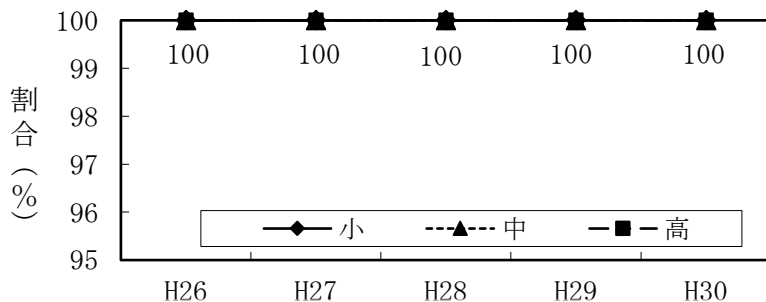
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施 ＜重点事業5＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力をたかめるため、「規範意識育成学習会」を実施</li> <li>○ 規範意識育成学習会                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の発達段階や校種に応じた学習テーマについて実施</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【学習テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①望ましい行動の促進（接遇教育、法教育、交通安全教育、立腰教育等）</li> <li>②「インターネットの適正利用」（ネットによる誹謗中傷、ネットによるいじめ防止等）</li> <li>③「非行防止」（初発型非行防止、薬物乱用防止、性の逸脱行動防止（「デートDV防止」含む。）、飲酒運転防止等）</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校（3～4年）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①・②について児童の実態に応じて年2回以上実施</li> </ul> </li> <li>・ 小学校（5～6年）及び中学校                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③について児童生徒の実態に応じて年3回以上実施</li> </ul> </li> <li>・ 県立高等学校等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>②及び③の「薬物乱用防止」は毎年1回実施、「飲酒運転防止」を3年に1回以上（在籍中に1回以上）実施</li> </ul> </li> <li>・ 公立特別支援学校                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③から1テーマ以上選択して実施</li> </ul> </li> <li>○ 保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施</li> </ul>
薬物乱用防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物乱用防止教室の実施について 平成19年度から小学校においても原則として第5・6年の児童を対象に、年1回以上開催するよう指導 実施率 小学校 100% 中学校 100% 県立高等学校等 100%</li> <li>○ 薬物乱用防止教育に係る多様な指導方法の工夫 実施率 小学校 96.0% 中学校 91.4% 県立高等学校等 84.2% (政令市を除く。)</li> <li>○ 教員の資質向上を目指した研修会の実施、参加奨励                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物乱用等防止教育指導者養成研修会 参加者数 小中学校 238人 県立学校 148人</li> </ul> </li> </ul>
飲酒運転防止教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転防止指導者研修会 県立学校教員の飲酒運転防止教育に係る指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施</li> <li>○ 飲酒運転防止教育の指導資料として「飲酒運転防止に関する指導の手引【改訂版】」の積極活用</li> </ul>

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
薬物乱用防止に関する指導	薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (H30年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎

薬物乱用防止教室実施校の割合（政令市を除く）



**成 果** 全ての高等学校で薬物乱用防止教室が実施されています。

- ・ 薬物乱用防止教室の実施率は、高等学校において 100%であり、薬物乱用防止教育の充実が図られています。
- ・ 県立高等学校等において、年に 1 回は、専門的な人材を外部講師として招き、生徒と保護者が共に学ぶ学習会として実施することで、家庭と連携した生徒の健全育成を図ることができています。
- ・ 県立高等学校等においては、「インターネットの適正利用」と「非行防止」の中の学習内容である「薬物乱用防止」については、毎年度必ず実施するとともに、「非行防止」の中の学習内容である「飲酒運転防止」は、在籍中最低 1 回は学習することで生徒の規範意識の醸成に役立っています。
- ・ 全小・中学校において、地域の人材や外部講師を活用したり、体験・参加型の学習活動を取り入れたりするなど、工夫された「規範意識育成学習会」や「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」<sup>注1)</sup>が実施されています。
- ・ 飲酒運転防止教育指導者研修会において、参加体験型の研修会を実施しています。

**課 題** インターネット上でのいじめの他、ネットに対する依存等への対応が求められています。

- ① 薬物が手軽に入手できる状況にあることから、薬物乱用防止教育には、知識を教えるだけでなく、知識を活用する学習活動等により思考力・判断力を育成し、実践力を身に付けさせることが求められています
- ② 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」における保護者の参加率が、小学校 36.9%、中学校 9.1%で小中学校共に保護者の参加率が低い状況にあります。
- ③ いじめ未然防止のため、小中学校共に法教育を充実させる必要があります。
- ④ 県立高等学校においては、「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」における保護者の参加率が低く、保護者との連携による規範意識育成学習の拡大・浸透を更に推進するため、保護者の参加を促すよう工夫することが求められています。
- ⑤ インターネット利用者数の増加に伴い、ネット上でのいじめの他に、ネットに対する依存等が社会的な問題になっています。
- ⑥ 飲酒運転防止教育をより推進するために、飲酒運転撲滅活動アドバイザー<sup>注2)</sup>派遣事業の積極的活用が必要です。

**対 応** インターネットの利用上の諸問題についての学習を推進します。

- ① 児童生徒に実践力を身に付けさせるために、薬物乱用等防止教育指導者養成研修会において、知識の詰め込みではなく、ケーススタディー、ブレインストーミング等の多様な指導方法の工夫について普及・啓発を行うなど、教員の指導力向上を図ります。
- ② 「規範意識育成学習会」を年間指導計画に位置付けて実施するよう指導し、計画的な実施を促進します。また、「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」については、保護者が参加しやすい日時の設定（土曜授業、参観日、PTA 行事等）や周知（学校通信、ホームページ掲載等）の方法を工夫するよう助言します。
- ③ 福岡県弁護士会と連携を図り、子どもたちの法理解が進む学習会となるよう内容を工夫します。
- ④ 「生徒と保護者が共に学ぶ学習会」において保護者に対してアンケート調査を行い、保護者の考えやニーズに応じた規範意識育成学習を計画・実施します。
- ⑤ 学習テーマのうち「インターネットの適正利用」では、インターネット利用上の諸問題について学習します。
- ⑥ 「飲酒運転防止に関する指導の手引き[改訂版]（平成 30 年 2 月発行）」の活用を促すとともに、飲酒運転撲滅アドバイザーを積極的に活用し、飲酒運転防止を推進していきます。

**注釈**

注 1) 「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」: 保護者自身の規範に対する意識や養育に関する責任感を高め、さらに学校と家庭とのさらなる連携を図ることで、児童生徒の規範意識の育成に取り組むことを目的とした学習会。

注 2) 「飲酒運転撲滅活動アドバイザー」: 警察 OB、保健師、飲酒運転撲滅活動に携わる事故被害者遺族等、知識と経験を有する専門家。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(5) 幼児教育の充実 << 施策 9 >>

義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

◇ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、学校、家庭・地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

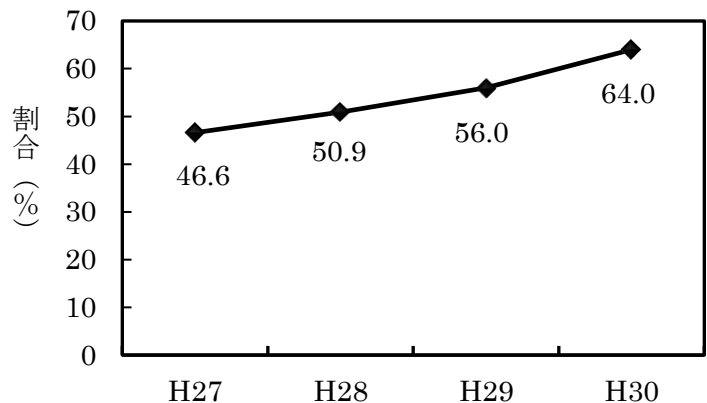
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
子育てに関する学習機会や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話相談「親・おや電話」(9:00~17:00)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話相談件数 553 件</li> <li>・ 電子メール相談件数 48 件</li> </ul> </li> <li>○ ホームページ「ふくおか子育てパーク」アクセス件数 13,774 件</li> <li>○ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム参加者 181 名</li> </ul>
地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園教育課程研究協議会 参加者 496 人 (年 1 回)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課調査官による幼稚園教育と小学校教育との接続についての説明</li> </ul> </li> <li>○ 園長等管理運営協議会 参加者 93 人 (年 1 回)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動、ニーズに対応した新しい幼稚園の機能と園長のリーダーシップについての協議及び文部科学省調査官による指導助言</li> </ul> </li> <li>○ 国公立私立幼稚園連絡協議会の実施 (年 2 回)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各団体、政令市における幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携についての取組状況報告</li> </ul> </li> </ul>

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	64% (H30 年度)	60% (H30 年度)	◎

幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合



## **成 果** 保幼小の合同研修の開催率が上がるなど、保幼小の接続に対する意識が高まっています。

- ・ 保幼小による合同研修を実施した小学校数が前年度よりも増加し、保幼小連携に係る研修内容で実施している小学校が全体の6割を越えました。
- ・ 「親・おや電話」では、電話相談員、留守番電話、電子メールによる多様な対応方法によって、年間600件を超える相談がありました。
- ・ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムでは、テーマカフェ方式<sup>注1)</sup>の分科会を持つことで、家庭教育支援に関する学習機会の提供に加え、参加者同士の交流の深まりとネットワークの構築が充実してきています。

## **課 題** 保幼小の円滑な接続を引き続き啓発する必要があります。

- ① 保幼小による合同研修を実施した小学校の割合は増加し、目標値を超えました。今後も引き続き合同研修の必要性を周知し、実施を求めていく必要があります。また、一部の教師や保育士だけの連携に終わらず、学校・園全体の取組みにしていくためにも、子ども同士の交流を年間計画に位置付けたり、保幼小それぞれの目標を明確したりする必要があります。
- ② 相談事業の広報・周知の在り方の検討が必要です。
- ③ 相談内容が多岐にわたっているため、悩みの解決につながる相談対応ができるよう、傾聴力やカウンセリング等相談員の資質の向上が必要です。
- ④ 問題解決に向け、相談機関、関係部局・機関と連携・協力をしながら取り組んでいく必要があります。
- ⑤ 子育て支援団体のネットワークを広げ、地域での取組の中でも交流ができるよう、新たな団体や参加者の、みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムへの参加を促す取組が必要です。

## **対 応** 保幼小の円滑な接続のための研修等の充実を図ります。

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校の管理職に対し、連携の必要性や進め方についての研修を行うことにより、引き続き指導助言を行っていきます。また、小学校との円滑な接続を見据えつつ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育の質の向上を図るため、関係所管部局・団体との連携を強化していきます。
- ② 社会教育主事等が研修会や講演会等において電話相談事業の広報をするとともに、関係団体への周知方法を工夫することで、より多くの方々へ情報が届くようにします。
- ③④ 様々な悩み相談に対応するための相談員の育成や研修の機会を設け、資質の向上を図ります。また、相談会等に参加し、各関係機関と連携・協力を進め、情報交換に努めます。
- ⑤ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムや子育て・家庭教育支援に関する情報の周知について、ホームページ等で積極的な情報提供を行うとともに、社会教育主事等による各種講義や子育て支援団体を通じた広報・啓発を行います。

### 注釈

注1) テーマカフェ方式：リラックスした雰囲気の中、少人数に分かれたグループで、テーマについて自由な対話を行い、意見や考え方を分かち合う話し合いの手法。さらに、他のグループのメンバーと入れ替わって対話を続けることで、多くの方の様々な意見を耳に傾ける機会を増やすことができる。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

3 豊かな心の醸成

(6) 読書活動の充実 << 施策 10 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「福岡県子ども読書推進計画」<sup>注1)</sup>に基づき、自主的な読書活動ができるよう環境整備を推進し、読書習慣の定着を図ります。
- ◇ 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校図書館の活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全校一斉の読書活動の実施（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校 98.0%（439校）</li> <li>・ 中学校 90.1%（183校）</li> <li>・ 県立高等学校・中等教育学校 85.3%（81校／95校）</li> </ul> </li> <li>○ 4月23日「子ども読書の日」<sup>注2)</sup>の取組（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校 99.9%（444校）</li> <li>・ 中学校 94.6%（192校）</li> <li>・ 県立高等学校・中等教育学校 100%（95校／95校）</li> </ul> </li> <li>○ 司書教諭<sup>注3)</sup>の配置（政令市を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校 372校</li> <li>・ 県立高等学校・中等教育学校 95校</li> </ul> </li> </ul>
市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改訂に向けた市町村に対する指導・助言、情報提供</li> <li>○ 市町村子ども読書推進計画策定状況</li> </ul> <p>※全市町村策定済み</p>
読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども読書推進講演会 参加者 60人</li> <li>○ 青少年読書推進講座 受講者 33人</li> <li>○ スキルアップ講座 受講者 40人</li> </ul>
図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館・図書室間の図書資料の相互貸借<sup>注4)</sup>及び横断検索<sup>注5)</sup>システムの拡充</li> </ul> <p>ネットワーク参加状況 58市町村 （うち、横断検索サービス参加 50市町村）</p>
子どもの読書活動推進事業の実施 <重点事業6>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 読書の啓発事業 読書活動応援隊<sup>注6)</sup>が保護者への読書の重要性の啓発と読み聞かせや家庭での読書「うちどく」の手法等を伝授 46市町村 129校に派遣</li> <li>○ 読書の交流事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 読書活動応援隊を活用した小・中学生の読書活動支援 家庭での読書「うちどく」、小学生読書リーダー、中学生読書サポーター、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等 24市町村</li> <li>イ 子どもの読書活動交流・研修会の実施 参加者 249人</li> </ul> </li> </ul>



## **成 果** 市町村の実態やニーズに応じた多様な取組が実施されています。

- ・ 読書推進計画策定の重要性を改めて説明するとともに、指導助言・情報提供に努めたことで、県内全ての市町村における策定につながりました。
- ・ 子どもの読書活動推進事業の取組の意義や効果等を交えながら事業の趣旨を説明したことで、ビブリオバトルや読み聞かせ等、市町村の実態やニーズに応じた様々な事業に取り組むことができました。また、子どもの読書活動交流・研修会を実施することで、読書に対する関心や意欲の向上につながりました。
- ・ 福岡県子どもの読書ボランティアの集いや子ども読書スキルアップ講座を開催し、参加対象者のニーズに合ったテーマ設定や講師選定を行うことで、より実践的な内容の研修会となり、参加者の更なる意欲の向上につながりました。
- ・ 県立高等学校においては、約9割の学校で、読書の時間を学校教育活動の中に位置付けており、読書の時間を継続的に設けたことにより、読書習慣の定着に一定の効果を上げています。

## **課 題** 市町村「子ども読書推進計画」について、計画の見直しを支援する必要があります。

- ① 市町村「子ども読書推進計画」について、それぞれの地域の読書活動の推進状況等を踏まえた計画の見直しを支援する必要があります。
- ② 県民の読書活動に関するニーズに的確に対応するため、市町村立図書館等の連携・協力・ネットワーク化をさらに強化する必要があります。
- ③ 中学校における全校一斉の読書活動、子ども読書の日の取組の推進が必要です。
- ④ 学校図書館については、学習センター、情報センターとしての機能をより一層強化していくことが必要です。
- ⑤ 県立高等学校では、読書習慣の改善が進んでいますが、読書活動の価値について、さらに啓発を進めると共に、学校図書館の学習情報センターとしてのより一層の機能強化を図る必要があります。
- ⑥ 本県では、一日当たり全く読書をしない児童生徒の割合が小学生 21.4%（全国 18.7%）、中学生 37.2%（全国 32.9%）と全国平均を上回っています。

## **対 応** 市町村「子どもの読書推進計画」の見直しに関して、必要に応じて指導助言します。

- ① 市町村「子ども読書推進計画」の見直しに関して、「福岡県子ども読書推進計画」の改訂内容について研修会等において理解を図り、必要に応じて指導助言します。
- ② 図書館同士の相互貸借サービスやインターネットを利用した遠隔地貸出・返却サービスを推進するとともに、図書館職員の資質向上を図るための研修会を行います。
- ③ 子どもの読書活動を推進する事業を全市町村で実施するために、未実施市町村に対して事業の意義や効果を伝えるとともに、実施方法や体制づくりなどの積極的な情報提供を行います。
- ④⑤ 教員研修等を通して、読書活動の価値や優れた実践事例等について紹介し、引き続き啓発します。
- ⑥ 読書活動の充実と学ぶ意欲の向上事業において読書の質と学習意欲の相関を調べる調査研究を行います。（平成29年度から令和元年度まで）

## 注釈

- 注1) 福岡県子ども読書推進計画：平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、福岡県が平成16年2月に策定した行政計画（22年3月、28年8月に改訂版を策定）。家庭・地域・学校・民間での子どもの読書活動の推進を明確に位置づけ、施策推進のための基本的方針を示している。
- 注2) 子ども読書の日：「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条で定められた日（4月23日）。子どもの読書活動について国民の関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられている。国及び地方公共団体はその日の趣旨にふさわしい事業を実施することが求められている。
- 注3) 司書教諭：学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に設置が義務づけられている学校図書館の専門的職務を掌る教諭。司書教諭講習を修了した教諭をもって充て、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等、学校図書館の運営・活用等の中心的な役割を担う。
- 注4) 相互貸借：図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。
- 注5) 横断検索：図書館資料を検索するとき、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索すること。
- 注6) 読書活動応援隊：県社会教育主事及び市町村職員並びに公立図書館が把握している子どもの読書活動を推進するボランティア団体、NPO等からなるチームで、市町村に組織されたもの。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

**(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備** <施策11> 高校教育課、義務教育課、  
特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村を支援します。
- ◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後等の活動の充実を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割と責任を負い地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

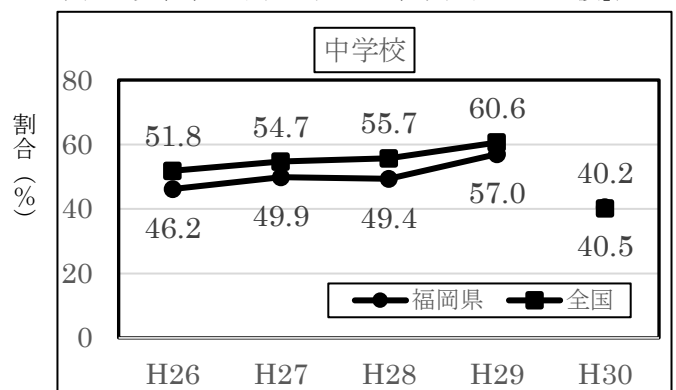
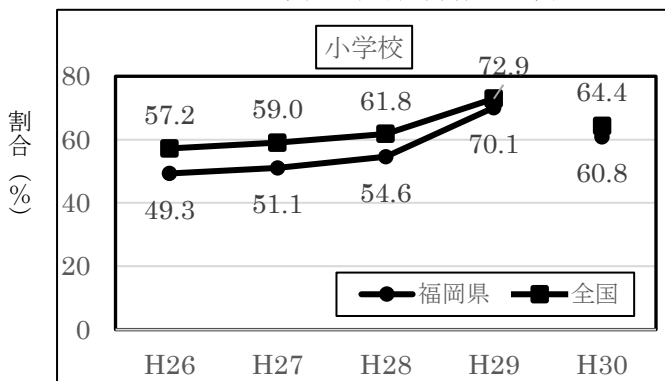
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
コミュニティ・スクール 導入促進事業の実施 <重点事業7>	○ 「地域とともにある学校づくり」推進のための研修会開催 3会場（未導入29自治体中16自治体が参加） ○ 学校運営協議会を設置している市町村数 34市町村 （学校運営協議会を設置している学校数 小学校179校、中学校74校 計253校） ※平成31年4月1日現在
地域学校協働活動事業の実施 <重点事業7>	○ 学校支援、放課後の学習支援等の実施 地域人材の協力を得て、県内35市町村239教室で実施
優れた知識・技能を有する 社会人の積極的な活用促進	○ 各教科等の指導において地域の人を招いたり、訪ねたりする授業の実施率 小学校99.8%（450校） 中学校96.6%（196校）

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合	小 60.8% （全国 64.4%） 中 40.5% （全国 40.2%） （H30年度）	全国平均以上 （R3年度）	○

保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（平成29年度までの項目「学校の美化、登下校の見守り、学校行事の支援」）



※平成30年度は平成29年度から調査項目が追加されたため、経年の数値が連続しない。

**成 果** コミュニティ・スクール導入への理解が進んでいます。

- ・ コミュニティ・スクール先進教育委員会の担当者による講話や、コミュニティ・スクール先進校教員による実践発表を位置付けた研修会を開催し、コミュニティ・スクール導入への理解と取組の充実を図りました。
- ・ 地域学校協働活動事業については、地域コーディネーターが学校との連絡・調整を行いながら、地域住民や退職教職員、大学生の協力を得て、年間を通して実施する地域がひろがりました。

**課 題** コミュニティ・スクールのさらなる啓発を図る必要があります。

- ① 全ての学校に学校運営協議会を設置することを努力義務とした地教行法の改正（平成29年4月施行）に基づき、市町村に対してコミュニティ・スクールの導入・実践を促す必要があります。
- ② 学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図り、未実施市町村へ拡充していくことが必要です。

**対 応** 研修会等を実施するとともに、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援します。

- ① コミュニティ・スクール未導入の自治体の教育委員会事務局職員を主な対象者とした研修会を実施し、コミュニティ・スクール導入・実践に向けた市町村の取組を支援します。
- ② 地域学校協働活動事業を全市町村で実施するため、未設置市町村に対して事業の意義や効果を伝え、実施方法や体制づくりなどの支援を行うとともに、活動している方々を対象とした研修会を実施します。

I 「学校、体力、豊かな心」を育成する

4 学校、家庭、地域の連携・協働

(2) 家庭教育支援の充実 <<施策12>>

社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育成する体制の整備を図ります。
- ◇ 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。
- ◇ 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組の充実を図ります。
- ◇ 市町村における「家庭教育支援チーム」の設置を促すことで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

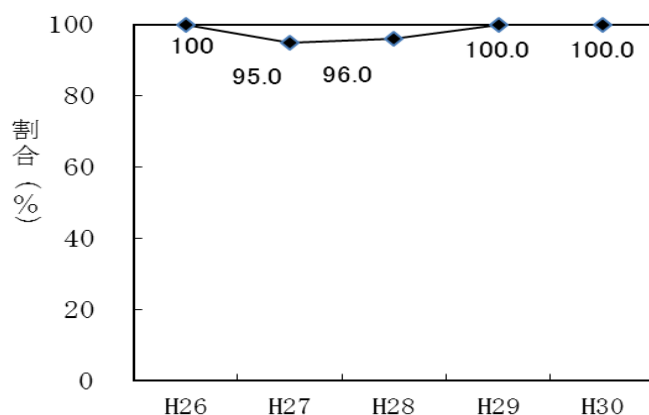
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
PTAが主体となって取り組む「新」家庭教育宣言への支援	○ 県PTA連合会が推進する「新」家庭教育宣言の広報・啓発 平成30年度宣言校647校(100%)
家庭教育支援チーム設置事業の実施	○ 「家庭教育支援チーム」の実施 県内に、18チームを設置 合計296回の学習講座を実施 県内43市町村に派遣

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
家庭の教育力の向上	「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合	100% (H30年度)	100% (毎年度)	◎

「新」家庭教育宣言を実施した小・中学校の割合



## **成 果** 学校、家庭、地域の連携・協働による家庭教育支援が進んでいます。

- ・ 県内の全公立小・中学校で「“新”家庭教育宣言」が実施されました。
- ・ 県教育委員会と県が人材育成や情報共有等の連携を行い「家庭教育支援チーム」を県内に18チーム組織しました。チームには、社会教育主事や地域の子育てマイスター、保育士、保健師、看護師、元教員、フードマイスター、心理カウンセラー、絵本コンシェルジュなどの専門家も在籍しています。
- ・ 家庭教育支援チームを年間296回派遣し、乳幼児検診や入学説明会、PTA研修会など保護者が集まる場において、家庭教育・子育てに関する講座等を開催しました。その内容は、参加者の要望に合わせ「基本的な生活習慣づくり」や「絵本の読み聞かせの仕方」、「食育の大切さ」、「子どもとの関わり方（スキップの大切さ、効果的なほめ方叱り方）」、「インターネット・ゲーム・スマホについて」、「子育て悩み相談・育児相談」などとなっており、合計9,294名の参加がありました。

## **課 題** 家庭教育支援を担う地域人材の育成と活動効果を普及させていく必要があります。

- ① 県PTA連合会が実施している「“新”家庭教育宣言」の全校実施を引き続き目指すだけでなく、その取組における効果的な手法や内容をについて、さらに広めていくことが必要です。
- ② 家庭教育支援に関する地域人材のスキルアップの場作りや地域に根ざした支援チームの自主的な活動ができるよう支援していくことが必要です。
- ③ 学校・家庭・地域が連携・協働していくことの効果などについての啓発を図り、各市町村における家庭教育支援の仕組みづくりへの支援が必要です。

## **対 応** 家庭教育支援チームの人材育成と積極的な効果の啓発を行います。

- ① さらに家庭教育の充実に向け、県PTA連合会と連携・協力をさらに進めます。
- ② 家庭教育支援チーム設置事業における、チームのスキルアップのための研修会等の実施や場づくりを行います。研修会等では、互いに情報を交流できる時間を設け、地域人材発掘の場とするなど内容を充実させ、地域に根ざした支援チームの自主的な活動につながる支援を実施します。
- ③ 家庭教育支援に関する研修会や交流の場を設定して、学校・家庭・地域が連携・協働していくための仕組みづくりや活動方法・実施後の効果などについて周知します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(1) 多様な教育ニーズへの対応 ≪施策13≫

高校教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。
- ◇ 県立高等学校等が各地域における人材育成の核として役割を果たし続けることができるよう、地域や時代のニーズに対応した学科・コースの構成等について研究します。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
プロジェクトチームの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育庁内の関係各課による県立学校の活性化推進のためのプロジェクトチームによる協議を適宜実施</li> <li>○ 継続して定員割れが生じている県立学校、特に特色化・活性化が必要な学校における、学校活性化に向けた取組（人員配置、広報活動等に係る予算の支援等）</li> </ul>
専門学科及び特色ある学科・コースの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の特色化・活性化方策に関する調査による現状の分析と改善</li> <li>○ 特に特色化・活性化が必要な学校において、学校活性化に向けた取組を実施（学科・コース名の変更、募集形態の変更）</li> </ul>
入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施</li> </ul>

## **成 果** 志願倍率の向上が見られました。

- ・ 県立学校では、継続して入学者選抜における志願倍率が低迷している学校を中心に教育内容の改善や広報活動の強化等に取り組んだ結果、志願倍率の向上が見られた学校がありました。
- ・ 教育内容が分かり易いように学科・コース名の変更、学科を超えた幅広い基礎・基本の学習の後に専門的学習を進めることができるように募集形態の変更を行いました。
- ・ 入学者選抜では、受検生の多様な個性を様々な角度から評価することができました。

## **課 題** 各学校における特色化・活性化を更に充実させていく必要があります。

- ① 一部の県立学校において、活性化に向けた取組が志願倍率向上としての成果に結びついていない状況が見られます。
- ② 生徒の多様な学びを支援する定時制単位制高校を未設置の筑後・筑豊地区にも整備する必要があります。
- ③ 県立学校全体で、各学校が推進している特色化・活性化の取組を引き続き充実させる必要があります。
- ④ 入学者選抜では、学力検査だけでは測り難い受検生の能力・適性をより適切に評価していく必要があります。

## **対 応** 教育内容や指導方法の工夫改善による各学校の魅力向上や入学者選抜の拡充に取り組まします。

- ① 生徒・保護者・地域のニーズをよりの確に捉え、教育内容の充実・特色化や指導方法の工夫改善、有効な取組の学校間での共有など、県立学校の魅力向上に向けた取組を推進します。また、県立学校の魅力や特色をより多くの方に知っていただくための広報活動を強化します。
- ② 筑後・筑豊地区への定時制単位制高校設置に向け、整備対象校や教育内容等の検討を行います。
- ③ 専門学科及び特色ある学科・コースの現状分析を引き続き行い、各学校の主体的な取組、地域の実情やニーズ、適正配置の観点などを踏まえた検討を行います。
- ④ 各学校・学科の特色や求める生徒像に応じて、受検生の個性や学習意欲等を重視する入学者選抜の拡充を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(2) ICTを活用した教育活動の推進 <<施策14>>

施設課、高校教育課、義務教育課、

特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 電子黒板等のICTを活用できる教育環境の整備を進め、学習・指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
電子黒板活用実証研究事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立学校 119 校に電子黒板を各 1 台配備</li> <li>○ 電子黒板の整備費を 20 市町に補助（計 292 台分）</li> <li>○ 電子黒板活用研修を 19 市町村（中学校組合）で計 21 回実施</li> </ul>
ICT を効果的に活用した授業改善に係る調査研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県重点課題研究指定・委嘱事業において小中学校各 1 校を指定し、以下の視点から研究、中間発表             <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業の中で ICT を効果的に活用した指導方法の開発・評価</li> <li>・授業の中で ICT を効果的に活用するための推進体制の整備</li> </ul> </li> </ul>

【参考：文部科学省「平成 29 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（平成 30 年 3 月現在）】

■本県のICT機器の整備等の状況

	教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数(人/台)	普通教室の無線LAN整備状況(%)	超高速インターネット 接続率(100Mbps以上)%	普通教室の電子黒板整備率(%)	教員の校務用コンピュータ整備率(%)
県	7.4	9.4%	66.2%	19.2%	117.2%
全国平均	5.6	34.5%	63.2%	26.8%	119.9%

■本県教員のICT活用指導力の状況

	教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力(%)	授業中にICTを活用して指導する能力(%)	児童・生徒のICT活用を指導する能力(%)	校務にICTを活用する能力(%)	平成29年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合(%)
県	82.9%	72.5%	63.0%	76.5%	44.0%
全国平均	84.8%	76.6%	67.1%	80.2%	45.2%

※各項目に対する自己評価の割合



## **成 果** 全県立学校に電子黒板を配備し、授業・指導方法を改善しました。

- ・ 平成 28 年度から電子黒板を全ての県立学校に配備し、電子黒板の授業活用に関する研修を実施することで、授業改善や教員の I C T 指導力の向上を図りました。また、市町村の電子黒板の配備・活用に対する支援を行いました。
- ・ 生徒実習用パソコンの更新に合わせて、パソコン教室に無線アクセスポイントを配備し、活用方法の幅を広げました。
- ・ 無線 L A N 環境の構築に向け、一部の学校における生徒のスマートフォンを活用した「主体的・対話的で深い学び」の取組を支援し、システムの安定稼働に向けた検証等を行いました。
- ・ 教育情報ネットワークの安定稼働を行うためデータセンタの機器更新を行い、セキュリティの強化を図りました。
- ・ 一部の県立学校で民間の事業者が開発している授業支援システムを試験的に導入し、活用方法等について検証を行いました。
- ・ 「I C T を効果的に活用した授業改善」の研究指定校において、プログラミング体験を取り入れた授業づくりや、校内研修の在り方等の研究を通して、授業での I C T 活用の方向性や、研究推進体制の整備についての成果を県内に発信できました。
- ・ 特別支援学校では、I C T 機器の活用による幼児児童生徒の実態及び障がいの特性に合わせた指導方法の改善を行いました。
- ・ 教育センターにおける I C T 機器を活用した学習や指導方法に関する研修の充実により、指導力の向上を図りました。

## **課 題** 多様な I C T 機器の整備状況が十分ではなく、活用が一部の教員に限られるとともに活用方法が限定されています。

- ① 主体的・対話的で深い学びの充実のため、多様な I C T 機器の整備を検討する必要があります。
- ② 特別支援教育や病気などによる長期欠席者、不登校者への対応として、I C T 機器を活用した遠隔教育が求められています。
- ③ 本年度の研究で行った授業実践を他の教科に拡充したり、実践した I C T 活用を位置付けたモデルカリキュラム等をさらに改善した事例を、広く県内に普及・啓発していく必要があります。
- ④ 教員により I C T 活用能力が異なるため、I C T 機器の利用頻度や授業での活用状況に差が生じています。
- ⑤ 電子黒板のための活用方法だけではなく実践事例についても情報共有を行い活用の促進を図る必要があります。

## **対 応** 多様な I C T 機器の導入に向けた検討と県全体での活用促進を図ります。

- ①② I C T を活用した学習・指導方法の改善・効率化を図るため、多様な I C T 機器の整備に関する検討を進めていきます。
- ③ 研究指定・委嘱校において最終報告会を開催し、プログラミング体験を効果的に取り入れた各教科の授業実践やモデルカリキュラム等の研究成果を県下に普及・啓発することで、本県の I C T を活用した学習指導の充実・改善に努めます。
- ④⑤ 県立学校の I C T を活用した授業を広く普及するために、マニュアル化を図ります。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

(3) 児童生徒の安全確保 <<施策15>>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の充実を図ります。
- ◇ 学校安全の三領域（生活安全・交通安全・災害安全）について先進的な指導方法や教育手法を研究し、その成果を普及することで、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成します。

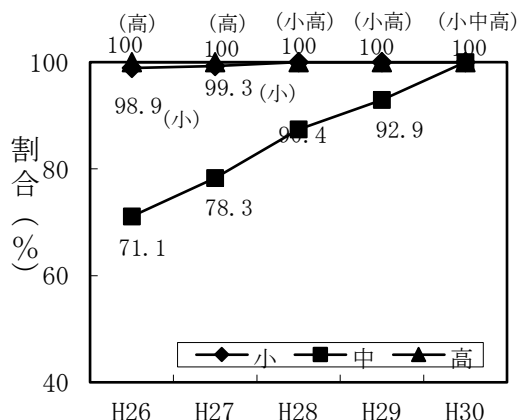
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校安全総合支援事業 (生活安全・交通安全・災害安全) の実施 <重点事業8>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県学校安全推進委員会の開催 2回</li> <li>○ 学校安全総合支援事業実践校の指定                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村(学校組合)立学校 6校</li> <li>・県立高校、県立特別支援学校、私立学校 各1校</li> </ul> </li> <li>○ 安全教育アドバイザーの派遣                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践校9校に22回</li> </ul> </li> <li>○ 実践事例集を作成し、県のホームページ上で公開</li> <li>○ 成果物の作成と普及</li> </ul>

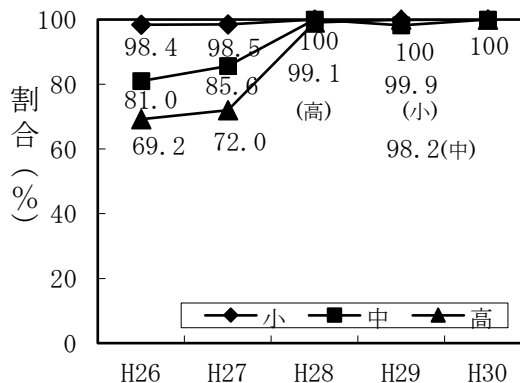
指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
交通安全教育の推進	交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む。)を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (H30年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎
防災教育の推進	地震に関する避難訓練の実施率	小 100% 中 100% 高 100% (H30年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	◎

交通安全教室を実施している学校の割合



地震に関する避難訓練の実施率



**成 果** 児童生徒及び保護者等の安全意識の向上を図ることができました。

- ・ 学識者や関係課、教育関係者等を構成員とする福岡県学校安全推進委員会において、学校安全推進の観点から情報共有や課題の整理を行い、課題解決のための方策について協議することができました。
- ・ 学校安全総合支援事業実践校の課題に応じた安全教育アドバイザーを派遣し、専門的な知見に基づく効果的な安全教育の取組（危機管理マニュアルの見直し、避難訓練の計画・実施に向けた指導、校区安全マップの作成、教職員研修、校内安全点検等）を推進することができました。
- ・ 県内各学校の学校安全の取組の参考となるよう、学校安全総合支援事業実践校の実践内容を実践事例集としてまとめ成果を普及しました。
- ・ 本事業以外でも学校管理下における学校安全の整備・充実及び子どもたちの周囲の状況に応じ安全に行動する実践力の育成に向けて、学校安全担当者、地域ボランティア等に対し学校安全に関する研修会を実施しました。

**課 題** 児童生徒の安全確保に向けた推進体制づくりが必要です。

- ① 実践校による学校安全の取組に留まらず、特に市町村立学校では、市町村教育委員会を中心とした学校安全の組織的取組を推進する体制づくりが重要です。
- ② 危機管理マニュアルについては、全ての学校で作成されているものの、訓練等と関連づけた見直し・更新については学校の取組状況に差があります。

**対 応** 学校安全推進委員会を設置し、学校安全教育を推進します。

- ① 学識者や関係課、及び教育関係者等を構成員とする学校安全推進委員会において、市町村教育委員会を単位とした実効性のある学校安全教育を行う上での課題やその解決策について協議します。
- ② 本事業以外でも、県指導主事等研修会や学校安全に関する研修会等の場を活用し、県内の学校安全の取組状況の課題について問題意識を共有します。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

**(4) 学校施設の整備・充実** <<施策16>> 施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を推進します。
- ◇ 校務の効率化により生徒と向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図るため、校務の情報化の推進を図ります。また、情報セキュリティの確保を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
学校施設の老朽化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改築事業                県立高等学校 (校舎等) 22校 (体育館等) 5校                特別支援学校 (校舎等) 1校</li> <li>○ 改修事業                県立高等学校 (校舎等) 41校 (体育館等) 7校                (グラウンド等) 9校                県立特別支援学校 (校舎等) 12校 (体育館等) 2校</li> </ul>
校務の情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立学校ICT副校長・教頭研修会で、校務の情報化及び情報セキュリティ確保について周知</li> <li>○ 県立学校ネットワーク管理者研修会で、校務の情報化及び情報セキュリティ確保について周知</li> <li>○ 教育の情報化推進主任研修会で、校務の情報化について周知</li> <li>○ ファイルの暗号化システム導入により情報セキュリティの強化を実施</li> </ul>

**成 果** 非構造部材の耐震対策を含めた改築や大規模改修などの老朽化対策を実施しました。

- ・ 非構造部材（天井材、照明器具等）の耐震対策と併せて、計画的に老朽対策工事（改築、外壁改修、屋上防水、内部改修等）を行いました。
- ・ 県立学校の情報セキュリティ強化のため導入したシステムや、セキュリティ確保の基礎知識及び校務の情報化の必要性に関する研修会を実施しました。また校務の情報化に係るシステムの活用について活用例を示しながら周知しました。

**課 題** 県立学校施設の約6割が建設後30年以上経過し、老朽化が進行しています。

- ① 県立学校施設の約6割が建設後30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- ② 管理職やネットワークを担当する教職員に対し、校務の情報化に係るシステム活用の周知や操作スキルの定着が必要です。
- ③ 児童生徒の積極的な活用が想定されている学校のICT環境における情報セキュリティについて、学校が行うべき具体的な対策や対処方法について具体的な事例を示し、身近な課題であることを実感させるなど研修内容の充実が必要です。

**対 応** 福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）<sup>注1)</sup>に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組めます。

- ① 平成29年度に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組めます。
- ② 校務の情報化を推進していくための新しい仕組みの導入や情報システムに関するマニュアルの整備を行い、研修会にて周知を図ります。
- ③ 情報セキュリティに関する恒常的な情報収集に努めるとともに「教育セキュリティポリシーに関するガイドライン」（文部科学省策定）に基づいた研修会を実施するなど、情報漏えいや不正アクセス等の防止に関する内容の充実を図ります。

#### 注釈

注1) 福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）：平成38年度までの県立学校施設の維持管理・更新について、方針と実施内容等を明らかにし、児童・生徒の安全・安心と充実した教育環境を確保することを目的とした計画。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

**(5) 教育機会の確保** < 施策 17 >

財務課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 生徒の学ぶ意欲に応える奨学金事業を円滑に実施します。
- ◇ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金事業や返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施します。
- ◇ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている子どもに対し、教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
高等学校奨学金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済的理由により修学が困難になることがないよう高等学校等奨学金事業を実施 延べ14,382人の生徒に奨学金を貸与</li> <li>○ 多くの生徒が利用できるよう制度周知の取組実施                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学生進路相談事業（生徒、保護者にチラシ配布）</li> <li>・ 各種媒体による周知・広報（県のホームページ、広報誌等）</li> </ul> </li> </ul>
高等学校等就学支援金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金事業を実施 67,593人の生徒を対象に就学支援金を支給</li> <li>○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布</li> <li>・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知</li> </ul> </li> </ul>
高校生等奨学給付金事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校生等が安心して教育を受けられるよう、高校生等奨学給付金事業を実施 12,040人の生徒を対象に奨学給付金を支給</li> <li>○ 全ての対象者が支給を受けることができるよう、制度周知の徹底                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学3年生、高等学校在学学生及び保護者等にチラシ配布</li> <li>・ 中学生進路相談事業や県のホームページによる周知</li> </ul> </li> </ul>
児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の実施 < 重点事業9 >	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スクールソーシャルワーカーの配置 県内9市町、県立高等学校3校に各1名</li> <li>○ 全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置に向け、市町村に対する支援の充実 （スクールソーシャルワーカーの市町村における任用について経費の1/3以内の額を予算の範囲内で補助（42市町村67人））</li> <li>○ 県立高等学校定時制課程4校に各1名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置</li> </ul>

**指 標**

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカー配置中学校区数の割合	82.9% (H30年度)	100% (R2年度)	○

**成 果** 平成 30 年度、延べ 14,382 人に奨学金を貸与し、79,633 人の生徒を対象に就学支援金等を支給しました。

- ・ 奨学金事業について、平成 30 年度は、延べ 14,382 人の生徒に奨学金貸与ができました。
- ・ 経済的理由により修学が困難となる生徒が奨学金を利用できるよう、制度周知の取組を実施しました。
- ・ 生徒や保護者が入学諸費用に関し、不安を抱くことが無いよう、入学支度金を前年度の 3 月末に前倒しして貸与しました。
- ・ 平成 30 年度において、高校生等の修学を支援するため、67,593 人の生徒を対象に就学支援金を支給し、12,040 人の生徒を対象に奨学給付金を支給しました。
- ・ 平成 30 年度スクールソーシャルワーカー配置中学校区数の割合が、82.9%であり、前年度と比べ 12.3% 上昇しました。

**課 題** 奨学金貸与に必要な予算の確保及び事業内容の充実が重要な課題です。

- ① 貧困をはじめとする経済的に修学が困難な生徒の教育機会の確保のため、奨学金貸与に必要な予算の確保や事業内容の充実が重要な課題です。
- ② 多くの対象者に奨学金事業について認識が深まるよう、制度周知の徹底を図ることが必要です。
- ③ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている児童生徒に対し、環境改善に向けた支援の充実を図ることが必要です。
- ④ 本県の就学支援金の支給割合は約 87.0%、奨学給付金の支給割合は約 15.5%であり、依然として支給対象となっている高校生等の割合が高く、厳しい環境の中で多くの高校生等が修学している実態があります。

**対 応** 奨学金貸与に必要な予算の確保とともに環境改善に向けた専門スタッフの配置・派遣の充実を図ります。

- ① 学ぶ意欲がある生徒が経済的理由で修学を断念することがないよう、今後も奨学金貸与に必要な予算の確保及び時代に沿った事業内容の充実に努めます。
- ② 奨学金制度について、引き続き、市町村教育委員会との連携、中学生進路相談事業の活用及び県のホームページ、県広報誌、新聞等での制度周知に努めます。
- ③ 貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題に対応するための専門スタッフ（スクールソーシャルワーカー等）については、全中学校区への配置に向けた支援の継続に努めます。
- ④ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料が実質無償となる高等学校等就学支援金事業及び返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施するとともに、引き続き制度の周知徹底を行います。

I 「学力、体力、豊かな心」を育成する

5 教育環境づくり

**(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上**

《施策18》

総務企画課、教職員課、施設課、

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

体育スポーツ健康課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 正規職員の割合が低い状況を改善し、優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を行うとともに、教員の適切な評価により、人材育成・能力開発や適材適所の人事配置を図ります。
- ◇ キャリアステージに応じた研修体系の見直しや校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。
- ◇ 校長のリーダーシップ等のマネジメント能力や教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。
- ◇ 教員としての使命感や社会性、専門的知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。
- ◇ 校務分掌に関する業務やサービス管理上の事務の管理を標準化し、業務の効率化を図る校務支援システムの整備を進めます。
- ◇ 教職員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務支援システムの導入などに取り組み、教職員の働き方改革を進めます。

平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
教員採用試験の改善・充実及び大学等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間企業人等の多様な面接員による人物評価及び模擬授業等の実施</li> <li>○ 選考方法及び基準を要項に明記、問題及び解答例を公表、希望者に対し試験内容の得点及び評価を通知、各試験の主な評価の観点を公表</li> <li>○ 小学校教員の試験区分に新たに英語有資格者の試験区分を設定</li> <li>○ 県外での現職教員特別選考試験を関東地区に加えて、新たに関西地区でも実施</li> <li>○ 大学と連携した「ふくおか教員養成セミナー」の実施</li> </ul>
教員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員の経験年数や職務に応じた県立学校等基本研修を実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初任者研修（受講対象者 小学校594人、中学校244人、県立中学校4人、県立高等学校189人、県立特別支援学校80人、市（学校組合）17人）</li> <li>・ 中堅教諭等資質向上研修</li> <li>・ 新任校（園）長、副校長・教頭及び新任主幹教諭・指導教諭対象の研修等</li> </ul> </li> <li>○ 特定の教育課題に関する課題研修や、個々の専門性を高める専門研修を実施</li> <li>○ 県教育センターにおける講座を実施</li> <li>○ 各教育事務所における教員の指導力向上の研修を実施</li> <li>○ 「ふくおか教育論文」事業の実施 応募総数299人 → 優秀賞3人 優良賞8人 佳作賞17人 奨励賞17人</li> </ul>

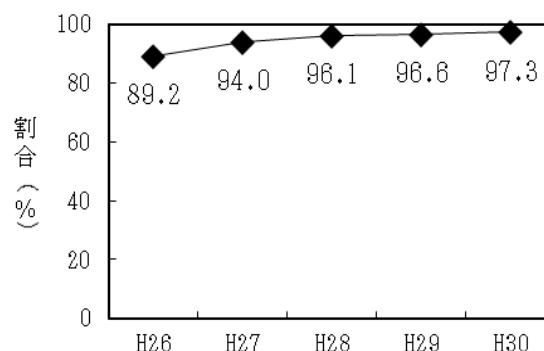


社会体験研修等の長期派遣研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内外の教育機関や施設等に長期にわたって派遣される研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県教育センター 37人</li> <li>・ 県体育研究所・(公財)福岡県スポーツ振興センター 5人</li> <li>・ 福岡教育大学附属学校 20人</li> <li>・ 教職大学院 1年次7人、2年次8人</li> <li>・ 国立大学大学院 1年次2人、2年次0人</li> <li>・ 中央研修(中堅教員派遣研修24人、副校長・教頭研修8人、校長研修3人)</li> <li>・ 長期社会体験等研修 8人</li> <li>・ 教職員派遣研修(商業教員)1人</li> <li>・ 大学院研修5人、(高校)</li> </ul> </li> </ul>
教員評価の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己評価及び業績評価の実施</li> <li>○ 優秀教職員の表彰:33人(小学校11人、中学校11人、県立高等学校7人、県立特別支援学校2人、学校事務職員2人)</li> <li>○ 教育マイスターの表彰:20人(小学校10人、中学校5人、県立高等学校4人、県立特別支援学校1人)</li> <li>○ 指導が不適切な教員への指導改善研修の実施:1人(新規1人)</li> </ul>
教職員のメンタルヘルス対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ストレスマネジメント研修 管理職及び採用後10年を経過した中堅教員を対象に実施 (管理職研修参加者727人/737人 中堅教員研修参加者207人/217人)</li> <li>○ メンタルヘルス相談事業 複数の相談窓口を設置 心療内科医、精神科医、臨床心理士、教職経験者が対応(相談件数858件)</li> </ul>
教職員の働き方改革の推進 ＜重点事業10＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な情報を教員間で共有する学校用グループウェア及び校外の関係者との情報共有を迅速かつ正確に行うメール連絡網を導入</li> <li>○ 教職員の超過勤務縮減に向け、「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、学校閉庁日の設定や定時退校日の徹底などの取組を実施</li> <li>○ 勤務時間を客観的な方法で適正に把握するため全ての県立学校に、ICカードによる勤務時間管理システムを導入</li> <li>○ 教職員の負担を軽減するために、中・高等学校及び特別支援学校に部活動指導員を派遣 派遣数 市町村立学校23人、県立学校112人</li> <li>○ 共同学校事務室設置モデル事業を実施(6市町)</li> </ul>

## 指 標

指 標	指 標 の 概 要	
新たな職の配置	副校長、主幹教諭及び指導教諭のいずれかを配置している小・中・高等・中等教育・特別支援学校の割合	
現状値	目標値	達成状況
97.3% (H30年度)	100% (H30年度)	○
指 標	指 標 の 概 要	
教職員の超過勤務の縮減	県立学校における教職員の超過勤務時間数縮減の割合(H30年度基準)	
現状値	目標値	達成状況
-	20% (R2年度)	-

新たな職を配置している学校の割合



## **成 果** 教員の指導力・学校の組織力の向上のための取組を実施しました。

- ・ 教員採用試験については、人物評価の充実や試験の透明性を確保する取組、また受験者の身体障がい配慮した選考を行い、適切に実施することができました。
- ・ 教職経験や職務内容に応じた基本研修、今日的な教育課題に関する課題研修、専門研修、長期派遣研修、長期社会体験研修など、個々の教員のキャリアステージに応じた研修を実施しました。
- ・ 福岡県教職員育成指標に基づき教員の経験年数や職務に応じた県立学校等基本研修を策定しました。
- ・ 主幹教諭による管理職への積極的な提言や教職員への指示によって校務運営の活性化が図られ組織力が向上しました。
- ・ 指導教諭の適切かつ積極的な指導助言により、校内の授業改善の意識の高まりや若年教員の指導力などの向上が図られました。
- ・ ふくおか教員養成セミナーを実施し、大学生に「福岡県の魅力ある教育実践」にふれる機会を提供するとともに、大学等との連携を深めることができました。
- ・ 県内の学校や教職員の優れた教育活動に対し、その努力をたたえ、本県教育の更なる振興を図るため、福岡県公立学校優秀教職員表彰、福岡県公立学校教育マイスター表彰、ふくおか教育論文表彰及び福岡県公立学校優秀校表彰の4表彰の合同表彰式として「福岡県とびうめ教育表彰式」を行いました。
- ・ 各県立学校において、教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善の取組が実施されました。
- ・ 校務に係る業務効率向上のため、保護者へのメールを用いた一斉連絡機能や教員向けの情報共有システムを導入しました。また、システムの活用について研修会等で周知しました。
- ・ 次年度以降に実施する教員研修について、教員のキャリアステージに応じた資質・能力を一層充実させる研修となるよう基本研修の内容を重点化し、新たな研修体系を策定しました。

## **課 題** 教員の指導力・学校の組織力をより一層向上させるため、更なる取組の推進が必要です。

- ① 教員採用試験については、教員採用予定者数が増加する中で、志願者数を確保していく必要があります。
- ② 研修内容の重点化に伴い、自らのキャリアステージに応じて主体的な研修となる工夫が必要です。
- ③ 増加する若年教員に対する研修の質を維持するため、各学校の校内研修等による若年教員を育成する体制づくりが必要です。
- ④ 社会情勢の変化や教育課題の多様化に対応するため、長期派遣研修等の内容の見直しや、研修員の研修成果の還元を一層充実させる必要があります。
- ⑤ 教員評価の充実については、教員評価の実施によって、教員の資質能力の更なる向上のみではなく組織力の向上へつなげる必要があります。
- ⑥ 子供と向き合う時間の確保や教育の質の向上を図るため、教職員の長時間勤務を改善する必要があります。
- ⑦ 病気休職者に対する精神性疾患を理由とする休職者の割合は60%～70%で推移しています。
- ⑧ 校務支援システムの活用方法を教職員に定着させ、利用を促進する必要があります。

**対 応** 更なる研修の充実や学校における業務改善などの取組をより一層推進します。

- ① 教員採用試験における志願者数確保のために、大学への広報活動（訪問、説明会等）の工夫改善を図るとともに各種特例選考等の見直しを行います。
- ② 研修履歴の自己管理や研修後の振り返り等を通して、個々の教員が自らのキャリアアップのための自己研鑽の状況把握ができるようにするなど、教員の主体的な研修を推進します。
- ③ 各学校で効果的な OJT が実施できるようにするなど、若年教員育成のための校内研修を支援します。
- ④ 長期派遣研修等の派遣先の拡大や、各種研修会等において研修修了者の成果を普及する機会を設けます。
- ⑤ 教員評価制度の趣旨や目的について、一層の周知徹底を図り組織力の向上を目指します。
- ⑥ ICカードによる勤務時間管理システムで各学校の勤務状況を把握し、実情に応じた業務改善の諸施策を実行することによって、教職員の働き方改革の実現を目指します。
- ⑦ 相談体制の充実を図るほか、ストレスチェックについて、県立学校職員への複数回実施、未実施市町村に対する個別の働きかけを行うなど、効果的なメンタルヘルス対策に取り組みます。
- ⑧ 校務支援システムの利用を促進するため、管理職やネットワークを担当する教職員に対し活用方法について研修会を実施します。

Ⅱ 「社会にはばたく力」を育成する  
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実 <施策19> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

体育スポーツ健康課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫改善、校内での研修を行います。
- ◇ 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた、学力、体力等の能力伸長の基礎となる資質・態度を育成する教育活動を推進します。
- ◇ グローバル化の進展、科学技術の発展、少子化・高齢化及び情報化などが急激に進む中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

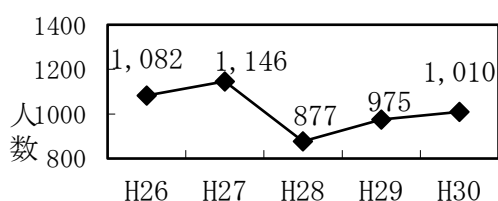
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
少人数指導や習熟度別指導の推進	<p>【少人数指導】 小学校 99.8% (450校) 中学校等 100.0% (203校) 県立高校等 57.9% (55校)</p> <p>【習熟度別指導】 小学校 98.2% (443校) 中学校等 95.6% (194校) 県立高校等 91.6% (87校)</p>
小・中学校の連携強化による一貫性のある教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校と合同で研修会を実施した中学校 99.5% (202校)  <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;研修会の内容&gt; 授業研究 78.3% (159校)</li> <li>学習規律 70.0% (142校)</li> <li>生徒指導 54.7% (111校)</li> </ul> </li> <li>○ 小中一貫教育を実施している市町村 (H29.3 文部科学省調査) 11市町村 (53小学校、27中学校、2義務教育学校)</li> </ul>
高校生知の創造力育成セミナー事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふくおか高校生知の創造塾            参加者：生徒 45校・180人、高校教員 18人            セミナー合宿 (2泊3日) の実施</li> </ul>
次世代の科学技術を担う人材育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校生科学技術コンテスト<sup>注1)</sup>            ファーストステージ (筆記競技) 受験者 1,010人            セカンドステージ (実技競技) 受験者 44人</li> <li>○ 高校生科学技術講演会 参加者 68人</li> <li>○ 科学の甲子園ジュニア 参加数 153チーム</li> </ul>
専門高校生実践力向上事業の実施 <重点事業11>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県高校生産業教育フェアの開催 来場者数 1,030人</li> <li>○ ものづくりコンテストの開催 (九州大会入賞者数1人)</li> </ul>
今日的な課題に対応した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県金融広報委員会との連携による金融教育研究校の指定</li> <li>○ キャリアアップ講座 (消費者教育) 教員対象 延べ13人</li> <li>○ 政治参加を推進する取組 (模擬選挙等) の実施 (95校/95校)</li> <li>○ 公民科・家庭科・特別活動等における消費者教育の充実 (県立高校)</li> <li>○ 悪質商法被害から若者を守るための若年者啓発出前講座事業 (県立高校への講師派遣校：95校/95校)</li> </ul>
「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施 <重点事業12>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「鍛えよう!ほめよう!」プロジェクト推進校の指定            小学校 20校、中学校 12校 (両指定都市含む)</li> <li>○ 「読書活動」と「運動」を通じた鍛ほめプロジェクト            研究協力校 12校 (小学校 10校、中学校 2校)</li> </ul>

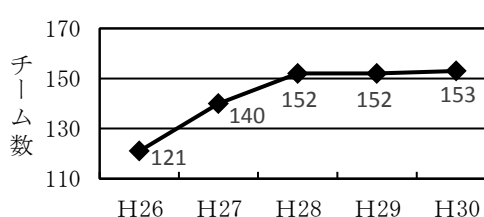
## 指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
科学技術系人材の育成	高校生科学技術コンテストの受験者数	1,010 人 (H30 年度)	1,200 人 (毎年度)	△
	科学の甲子園ジュニア（中学生対象）の参加チーム数	153 チーム (H30 年度)	150 チーム (毎年度)	◎
農業人材の育成	農業関係学科からの就職者のうち農業関連分野への就職率（県立高等学校）	32.7% (H30 年度)	44.0% (H30 年度)	△
	農業関係学科からの上級学校進学者のうち農業関係学科への進学率（県立高等学校）	30.0% (H30 年度)	23.0% (H30 年度)	◎

高校生科学技術コンテストの受験者数



科学の甲子園ジュニア（中学生対象）の参加チーム数



## 成 果

科学学習部門においてチャレンジ意欲の高い中高生が育っています。

- ・ 小中連携・一貫教育においては、指導内容や指導方法等に関して系統的な教育を行うことで、児童生徒の学習意欲の向上や生徒指導上の諸課題の解決について成果が見られました。また、各中学校区では授業研究、授業交流、合同研修等における教員相互の共通理解が図られています。
- ・ 高校生科学技術コンテスト・ファーストステージの受験者数が2年連続で増加しました。
- ・ 高校生科学技術コンテスト・セカンドステージでは、科学の甲子園<sup>注2)</sup>を見据え、新たに「科学工作」を競技に加えるなど、生活と関連する内容を題材とした課題解決型の問題にチャレンジさせました。平成30年度の科学の甲子園では、前年度に引き続き10位台を維持しました。(H29. 18位→16位)
- ・ 科学の甲子園ジュニアの参加者数が3年連続目標を達成しています。
- ・ 福岡県高校生産業教育フェアでは、各学校における日頃の学習活動で身に付けた高度なものづくりの技術や技能等の成果を発表することで、産業教育を学ぶ意義を明確にするとともに、専門高校で学ぶ自信と誇りを持ち、自ら学ぼうとする学習意欲を向上させることができています。
- ・ 福岡県金融広報委員会や県消費生活センターなどと連携し、啓発資料の配布や教員対象のセミナーの開催、金融教育研究指定校による公開授業実施など、消費者教育の充実を図りました。
- ・ 「鍛えよう！ほめよう！」プロジェクト推進校及び研究協力校において、学校行事や地域活動等の中で「鍛ほめ福岡メソッド」を実践したことにより、学ぶ意欲等の高まりに一定の効果がみられました。
- ・ リサーチグループによって「学ぶ意欲」や「自尊感情」、体力・学力の向上を目指す「運動プログラム」が企画され、各協力校による実践で、少しずつ効果が見られてきました。
- ・ 「読書活動」を通じた「鍛ほめ福岡メソッド」の協力校の実践からは、「読書方略（物語や説明文の読み方）」を身に付けることと「読書への意欲」とに相関が見られることが報告されました。

## **課 題** 各種事業の更なる内容の充実と参加者増に向けた広報活動の強化が課題です。

- ① 高校生科学技術コンテストの参加者増を図るとともに、実技競技の内容及び分野のさらなる充実を図り、科学の甲子園（全国大会）において上位入賞を目指す必要があります。（平成 30 年度実績全国 16 位）
- ② 消費者教育・金融教育の充実に向け、啓発資料及びワークシート等の教材普及、教員研修の機会を確保する必要があります。
- ③ 全ての高校において、政治参加を推進する取組を実施しましたが、18 歳投票率の向上につながる様に、今後も模擬選挙等のさらなる充実を図っていくことが必要です。
- ④ 「鍛ほめ福岡メソッド」の推進校の取組により、一定の普及が図られましたが、さらなる推進のためには、研修会等を通じた「鍛ほめ福岡メソッド」の理念の具体的な理解を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の育成を一層充実させる実践とその検証が求められます。
- ⑤ 「読書活動の在り方と学力の相関」や「運動と学習の相関」を分析し、効果的な取組を検討する必要があります。

## **対 応** 各種事業の更なる内容の充実と計画的・継続的な広報活動を行います。

- ① 高校生科学技術コンテストについて、更なる周知と参加校の増加を図るとともに、実技競技の実施内容を充実させ、科学的知識・技能及び科学的に探究する能力を育成します。
- ② 福岡県金融広報委員会や県消費生活センターなどの関係機関と連携を深め、啓発資料・ワークシート等の教材の更新と教員対象の研修を継続的にを行います。
- ③ 政治参加を推進する取組が全ての高校で実施され、18 歳の投票率向上が図られるよう、教員対象の研修会を実施します。
- ④ 「鍛ほめ福岡メソッド実践の手引き」を活用して「鍛ほめ福岡メソッド」の更なる普及を図るとともに、学ぶことに挑み続ける学習活動等を通して、思考力・判断力・表現力等の一層の充実を目指した新たな「鍛ほめ福岡メソッド」の取組を推進します。
- ⑤ 「読書方略と学力の相関」について、協力校の実践データを基に分析し、検証を進めていきます。また、「運動プログラム」の効果について、運動と学習の相関を分析するための分析方法等をリサーチグループを中心に検討し、成果を検証していきます。

## 注釈

注 1) 高校生科学技術コンテスト：科学技術の振興に寄与する人材の発掘を目的とし、県内の高校生及び中学校 3 年生を対象として、科学技術の知識を活用する試験を行うもの。

注 2) 科学の甲子園：平成 23 年度から国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施している取組で、全国の科学好きな高校生が集い、競い合い、活躍できる場を構築するため、高等学校等（中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む）の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行うもの。



Ⅱ 「社会にはばたく力」を育成する  
1 多様で特色のある能力や個性の伸長

**(2) 特別支援教育の推進** <<施策20>> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

**平成30年度 施策の基本的なねらい**

- ◇ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。
- ◇ 障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。
- ◇ 障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と組織体制の整備を図ります。

**平成30年度 主な取組・事業**

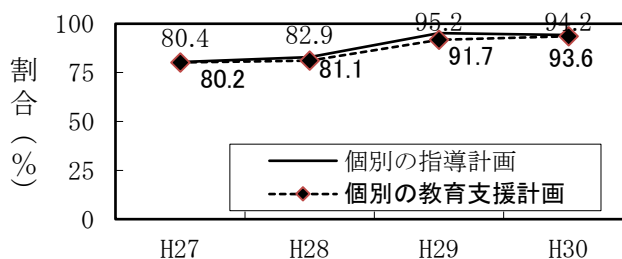
取組・事業名	実績
特別支援学校の教育環境の整備	○ 「県立特別支援学校の今後の整備方針について」(平成28年11月)に基づき、「県立特別支援学校設置計画」を決定(平成31年2月)
特別支援学校医療的ケア <sup>注1)</sup> 体制整備事業の実施	○ 看護職員の配置(12校37人) ○ 運営協議会の実施 運営協議会 年2回 校長部会 年3回 ○ 特定行為 <sup>注2)</sup> 実施校(3校/12校) 研修会の実施 看護職員研修会 年2回 教員研修会 年2回
発達障がい児等教育継続支援事業の実施	○ 専門家による巡回相談 <sup>注3)</sup> の実施485件(保育所21件、幼稚園36件、小学校322件、中学校89件、高等学校等17件) ○ 5歳児のいる家庭への継続支援に関する理解・啓発リーフレットの配布(48,000部) ○ ふくおか就学サポートノート(引き継ぎシート)の配布 引継ぎシート等による引継の実施割合(H30:69.2%)
高等・中等教育学校における特別支援教育の充実	○ 公立、私立を含む全ての高等学校、中等教育学校、中学校及び義務教育学校に「サポートヒントシート」の活用を促す保護者向け文書を送付 ○ 特別支援教育ボランティア <sup>注4)</sup> を6校に配置
高等学校等特別支援教育推進事業の実施	○ 特別支援教育支援員を7校に配置
高等学校等通級指導推進事業の実施	○ 通級指導教員を4校に計9名配置し、高等学校における通級による指導を実施 ○ 在籍学級支援員を2校に配置
特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施	○ 心理に関する専門スタッフ(スクールカウンセラー)の配置(5校:週7時間、年間35週 15校:週4時間、年間35週) ○ 医療・保健等に関する専門スタッフ(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の活用(4校:1日5時間、年間10日 16校:1日4時間、年間10回)

**指 標**

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
特別支援教育体制の整備	公立の幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合	① 94.2% ② 93.6% (H30年度)	① 100% ② 100% (R3年度)	○



幼稚園・認定こども園・小・中・高等学校において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する  
① 個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合



## 成 果 障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた指導・支援の一層の充実が図られました。

- ・ 「県立特別支援学校設置計画」を決定し、令和6年度に1校、令和7年度に2校の特別支援学校を新設することとしました。
- ・ 人工呼吸器の管理や酸素療法を必要とする幼児児童生徒に対して、専任の看護職員を配置しました。また、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の数だけでなく、医療的ケアの内容と頻度に応じた配置を行いました。
- ・ 各種研修会を通して、早期からの一貫した継続的な支援の必要性や発達障がいの可能性のある幼児児童生徒への支援の重要性を周知し、個別の教育支援計画の作成率が向上しました。
- ・ 学校生活において特別な支援を必要とする生徒の介助や学習支援を行う特別支援教育支援員を県立高等学校7校に配置しました。
- ・ 県立高等学校4校を拠点校として、発達障がい等のある生徒に対して通級による指導を実施しました。
- ・ 県立特別支援学校全校において、心理、医療、保健等の専門スタッフの配置及び活用が行われ、幼児児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導・支援に関する教職員の専門性向上が図られました。また、スクールソーシャルワーカー等の緊急派遣を行うことで、福祉機関等と連携した支援が必要な幼児児童生徒に迅速な対応ができました。

## 課 題 県立特別支援学校の在籍者数の増加、障がいの重度・重複化、多様化への対応が求められています。

- ① 県立特別支援学校の在籍者数が一貫して増加傾向にあります。
- ② 児童生徒等の障がいの重度・重複化、多様化に伴い、県立特別支援学校で実施可能な医療的ケアを拡充する必要があります。また、医療的ケアの安全性と医療的ケアに関わる教員及び看護職員の専門性をより一層高める必要があります。
- ③ 個別の指導計画及び個別の教育支援計画を、支援が必要な幼児児童生徒全てに作成する必要があります。特に、就学前及び高等学校段階における作成・活用を一層推進する必要があります。
- ④ 生徒がより身近な地域で、専門性のある教員から通級による指導を受けることができる体制を整備していく必要があります。
- ⑤ 各県立特別支援学校に配置されたスクールカウンセラーなどの専門スタッフによる地域の小・中学校等への支援の充実を一層図る必要があります。

## 対 応 県立特別支援学校の整備を進めるとともに、子どもの障がいの重度・重複化、多様化に対応した教育の充実を図ります。

- ① 「県立特別支援学校の今後の整備方針について」及び「県立特別支援学校設置計画」に基づき、県立特別支援学校の整備を進めます。
- ② 事業対象外の医療的ケアについて、試行的取組を実施します。また、高度化・複雑化する医療的ケアを安全に実施するため、教員及び看護職員に対する研修内容の充実を図ります。
- ③ 個別の指導計画及び個別の教育支援計画が、必要とする全ての幼児児童生徒に対して作成されるよう啓発及び指導を行います。また、就学前から高等学校段階卒業までの一貫した継続的な支援が実施されるよう、関係部局や関係機関との連携を図る協議会の充実を図ります。
- ④ 通級による指導の対象となる生徒数などの実態に応じ、生徒がより身近な地域で指導を受けることができるよう拠点校の適正な配置に努めます。また、担当教員の指導力の向上を図るため、授業研究会を計画的に実施します。
- ⑤ スクールカウンセラーなどの専門スタッフを活用した地域支援の好事例を特別支援学校間で共有するなど、連携を一層推進します。

### 注釈

- 注1) 医療的ケア：保護者が日常的に実施している医行為（たんの吸引、経管栄養、導尿等）。特別支援学校においては、医師の指示の下、看護職員が実施することを基本としている。
- 注2) 特定行為：医療的ケアのうち、一定の法定研修を修了した者が一定の条件の下に実施できると規定された行為。
- 注3) 巡回相談：障がいについて専門的知識を持った専門家等が、幼稚園、小・中・高等学校等を巡回し、教員等に対して、障がいのある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導助言を行うこと。
- 注4) 特別支援教育ボランティア：発達障がいのある生徒等に対し、学習支援やコミュニケーション能力など社会生活上必要なスキルを身に付けるための支援を行うボランティア。

## II 「社会にはばたく力」を育成する

### 2 キャリア教育の充実

#### (1) キャリア教育・職業教育の推進 ≪施策21≫ 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

##### 平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯にわたって社会的・職業的自立ができるよう、地元の企業・経済団体と連携したキャリア教育の充実を図ります。
- ◇ 企業が求める実践的な人材育成、継続的な育成環境を整えるため、地域の企業や市町村等と連携し、地域産業のニーズに応じた新たな教育内容の取入れを図ります。

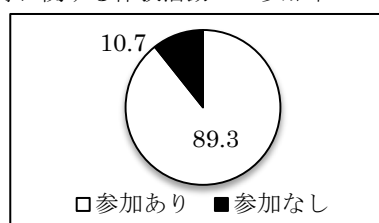
##### 平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
地域の企業・経済団体等と連携したインターンシップ等の推進	○ 福岡経済同友会と連携し、インターンシップ企業の紹介、社会人講演会の実施 ○ 職場体験活動の実施状況（政令市を除く。） 小学校 20.4%（92校） 中学校 98.5%（201校）
県立高校・特別支援学校キャリア教育支援事業の実施	○ 県立高校におけるインターンシップ実施校 95校/95校 ○ デュアルシステム支援員の配置 県立特別支援学校3校
未来を切り拓く人材育成事業の実施	○ 他者と協働しながら体験的で創造的な活動を伴う取組を通じて、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度を育成 実施校：県立高等学校・中等教育学校 60校 県立特別支援学校 20校
県立工業高校産業人材育成事業の実施	○ 生徒の企業における教育・訓練 2,153人 ○ 企業の高度熟練者による学校での実践的な実習指導 444時間 ○ 教員等の企業における技術研修 34人 ○ 学級単位の企業訪問 2,180人
新規高卒者の就職支援の充実	○ 新規高卒者就職面談会（福岡労働局と共催） ○ 学校挙げての求人開拓
地域産業教育連携推進事業の実施	○ 地域企業や職業訓練施設等との連携 ○ 連携企業等の施設設備を活用した実習を実施
高校生みらい支援事業の実施	○ 県立高等学校10校に10名の進路支援コーディネーターを配置 面談者数892人
特別支援学校技能検定事業の実施 <重点事業13>	○ 指導者研修会の実施 ○ プレ検定の実施 受検者 57名

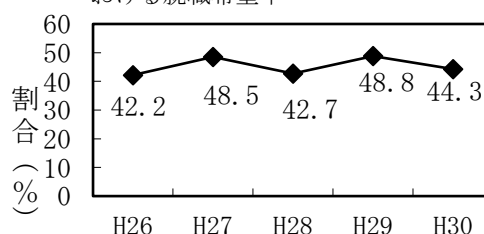
##### 指 標

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
キャリア体験活動の実施	県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率	89.3% (H30年度)	100% (R3年度)	○
就職意欲の向上	県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率	44.3% (H30年度)	50% (R3年度)	△

県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率



県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率



## 成果

進路支援コーディネーターの活動で、生活困窮世帯生徒等を含む進路支援が必要な生徒に、きめ細かな対応ができるようになりました。

- ・ 地域企業、経済同友会の協力により、生徒がインターンシップを実施することができました。
- ・ 経済同友会の協力により、社会人講演会（出前講座）を12校で実施しました。
- ・ 県立特別支援学校においては、デュアルシステム支援員により、18社においてデュアルシステム型現場実習<sup>注1)</sup>を実施するとともに、現場実習実施マニュアルを作成しました。また、技能検定の実施に向けて評価表の作成等に取り組み、清掃に関する3種目でプレ検定を実施しました。
- ・ 未来を切り拓く人材育成事業においては、各学校における児童生徒の体験的で創造的な活動を伴う取組を通じて、自主性や社会性を育むとともに、専門性と実践力を兼ね備えた人材の育成を行いました。
- ・ 県立工業高校では、地元産業界と連携した人材育成事業を実施し、県内就職者のうち、自動車関連企業への就職率が向上し、前年度比2.4ポイント増の29.0%になりました。
- ・ 公立高等学校の就職決定率は98.1%と高水準を維持しています。（平成31年3月31日現在）
- ・ 地域産業教育連携推進事業においては、地域企業等と連携した取組の実施により、地域産業を支える人材育成を行いました。
- ・ 学校全体で進路支援を必要とする生徒の実態を情報共有することができ、進学を希望しながら、就職せざるをえない生徒に対しても給付型の奨学金制度等の情報提供を行う等、第一進路実現につながる支援を行うことができました。

## 課題

進路支援を必要としている生徒へ対する低学年時からの指導と卒業までの継続的な支援体制を確立する必要があります。

- ① 普通科や総合学科の生徒のインターンシップの体験率を上げる必要があります。
- ② 県立特別支援学校においては、生徒の一般就労を一層支援する必要があります。インターンシップや技能検定については、多様な生徒の職場適応能力の向上を図るため、関係機関との連携を更に強化し、生徒の実態に応じたものにする必要があります。
- ③ 未来を切り拓く人材育成事業では、各学校の取組により児童生徒の何事にも主体的に取り組もうとする意欲や多様性を尊重する態度等を育成することが課題です。
- ④ 県立工業高校産業人材育成事業については、連携企業の拡大や各地区推進委員会の充実により、産学官の連携体制を強化する必要があります。また、教員等の企業における技術研修を充実させ、教員の技術力・指導力の向上が課題です。
- ⑤ 地域産業教育連携推進事業では、各校の取組に応じた進路実績づくりを推進する必要があります。
- ⑥ 生活困窮世帯生徒等の支援は、保護者の理解、連携を図りながら行う必要があります。

## 対応

進路支援コーディネーターを配置し、進路支援の一層の充実を図ります。

- ① インターンシップやオープンキャンパスなど生徒自身のキャリアについて自ら考える機会を有効に生かせるよう指導体制を図っていきます。
- ② 県立特別支援学校では、就職に必要な実践的な知識や技能、態度を養う学習会を実施します。また、マニュアルを活用した効果的なデュアルシステム型現場実習を実施したり、生徒の実態に応じた技能検定を開発したりすることで、生徒や保護者の勤労に対する意欲と自信を高め、一般就労を目指す生徒の増加を図ります。
- ③ 特に専門高校や定時制高校の取組において、各学校の企画段階で指導・助言を行い事業のより効果的な実施を促進するとともに、評価委員会において各学校の取組を適切に評価します。
- ④ 県立工業高校産業人材育成事業については、各地区推進委員会の委員間の連携を密にし、生徒のインターンシップ、教員の技術研修等の事業内容の充実・改善を進めるとともに、生徒の専門知識や技術・技能の高度化、教員等の技術力、指導力の向上を図ります。
- ⑤ 学校と地域企業等との連携強化を支援し、取組内容の強化を図ります。
- ⑥ 進路支援コーディネーターを活用し、進路支援を必要とする生徒に適切な情報提供を行うとともに指導体制の改善を図っていきます。

## 注釈

注1) デュアルシステム型現場実習：従来の単発的な実習ではなく、学校と企業が密接に連携しながら繰り返し実習を行うもの。

### Ⅲ 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する

#### 1 郷土の魅力を知り、世界の多様性を理解

#### (1) 国際的視野を持つ人材の育成 << 施策 2 2 >> 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課

##### 平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 英語教員の英語力向上を図るとともに、「聞く・読む・話す・書く」の4つの技能を総合的に育成する授業改善を進め、グローバル化に対応した英語教育の充実を図ります。
- ◇ 学習指導要領改訂に伴う小学校における英語教育の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上及び効果的な指導体制の整備を進めます。

##### 平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
世界に挑む 人材育成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 留学促進チラシ配布(説明会)県内高校1・2年生全員</li> <li>○ 留学助成金 給付者数 52 人(5校) 留学2週間以上1年未満の学校単位の留学プログラムに対し、一人当たり6万円の助成金給付(高校生等奨学給付金受給者は5万円を上限として加算)</li> <li>○ 高校生海外留学説明会 1回(9月) 留学に役立つ講演、留学に関する説明会・相談会、留学体験報告参加者数 246 人</li> </ul>
ふくおか グローバルハイスクール 事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内高校のスーパーグローバルハイスクール指定校(現在2校:平成27年度から5年間) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立鞍手高等学校 「筑豊から世界へ!グローバルシティズンシップを持った『たくましき前進者』の育成」</li> <li>・ 県立京都高等学校 「国内外の農業問題に挑むグローバルリーダーの育成」</li> </ul> </li> </ul>
グローバル化に対応した 英語教育の推進 <重点事業14>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国語指導助手(ALT)の配置(平成31年3月現在、政令市を除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校対象 73 人 (高校教育課1人、県立高等学校71人、県立中等教育学校1人)</li> <li>・ 小中学校対象 196 人 (教育事務所16人、義務教育課1人、市町村教育委員会179人)</li> </ul> </li> <li>○ 配置校以外へのALTの派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校72回、高等学校44回、高等学校英語合宿24人</li> </ul> </li> <li>○ ALT研修会 年6回</li> <li>○ ALT指導力等向上研修 年1回(2日間)</li> <li>○ 英語活動指導員を高等学校に4人配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理数科目等を英語で教えるイマージョン教育<sup>注1)</sup>を実施</li> <li>・ イマージョン教育研究授業の実施 年間8回 参加者236人</li> </ul> </li> <li>○ 英語教育推進リーダー研修(教員) 3人を計10日間、中央研修に派遣 (高等学校3人)</li> <li>○ 米国大学研修への派遣(教員) 2か月研修1人</li> <li>○ 福岡県英語教員指導力向上研修の実施 年6回 557人(小学校281人、中学校105人、高等学校171人) がモデル研修、メソッド研修、フィードバック研修に参加 県立高等学校参加者はTOEICを受験</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県小学校教員の英語力向上研修の実施 年3回実施 768人が参加</li> <li>○ 外部検定試験（英検、TOEIC）に係る受験費用補助（新規採用英語教員等）</li> <li>○ 県立高校の大学進学希望者など英検等受験希望者のうち、高校生奨学給付金受給者に対する英検準2級等取得の受験補助</li> <li>○ 高校入試におけるスピーキング導入に向けた調査・研究</li> <li>○ 国の中央研修を修了したエリアマネージャー11名が31市町村のモデル中学校校区の小学校（66校）を巡回し、小学校英語教育の体制整備を支援</li> <li>○ 中学校3年生（政令市、県立中学校、中等教育学校を除く）を対象に英検 IBA テストを実施（受験者 21,276名）</li> <li>○ 中学生を対象に中学生英語スピーチコンテストを実施（県交流会参加者：47名、地区大会等参加者：1,818名）</li> </ul>
--	---

**指 標**

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
高校生の海外留学の啓発	留学説明会の参加者数	246人 (H30年度)	200人 (R3年度)	◎
生徒の英語力	CEFR A1 レベル相当以上（英検3級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	45.2% (H30年度)	50% (R3年度)	○
	CEFR A2 レベル相当以上（英検準2級程度以上）の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合	43.5% (H30年度)	50% (R3年度)	○

高校生の留学説明会の参加者数

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
説明会	102人	130人	143人	190人	213人	150人	178人	246人

CEFR A1 レベル相当以上（英検3級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合

H 2 9		H 3 0	
全国	福岡	全国	福岡
40.7% (22.0%)	40.7% (19.9%)	42.6% (23.9%)	45.2% (23.0%)

※（ ）の数値は、資格を取得している生徒の割合

CEFR A2 レベル相当以上（英検準2級程度以上）の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合

H 2 9		H 3 0	
全国	福岡	全国	福岡
39.3% (15.0%)	39.9% (16.8%)	40.2% (20.5%)	43.5% (25.1%)

※（ ）の数値は、資格を取得している生徒の割合

## **成 果** 「聞く」「読む」「話す」「書く」力を育成する英語の授業改善が図られました。

- ・ チラシやHPを見て留学説明会に対する県内での認知度は年々高まっています。県立高等学校・中等教育学校（高等部）における留学者数については、20人台で推移しています。
- ・ 英語活動指導員によるイメージ授業において、生徒の英語力及び学習意欲が高まりました。教員の関心も高く前年度に比べて研究授業参加者が1.6倍に増えました。
- ・ ふくおかグローバルハイスクールについて発表会を行い、その研究成果を還元しました。
- ・ CEFR B2 レベル相当以上（英検準1級程度以上）を有する英語教員の割合が増えました。（高等学校：平成29年度68.9%→平成30年度71.9%）
- ・ 高等学校の必修科目英語コミュニケーションⅠの授業の半分以上英語を使って指導している英語教員の割合が増えました。（高等学校：平成29年度49.8%→平成30年度51.2%）
- ・ CEFR A1 レベル相当以上（英検3級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合は45.2%でした。平成29年度から4.5ポイント上昇し、全国平均を上回っており、国の目標値である50%に向けて順調に向上しています。
- ・ 「CAN-DO リスト」<sup>注2)</sup>形式の学習到達目標を設定している中学校及び学習目標の達成状況を把握している中学校の割合は100%（政令市を除く。）でした。

## **課 題** 生徒の4つの技能を総合的に育成するため、英語教員の指導力と英語力をさらに高める必要があります。

- ① 留学説明会の参加者の関心を高め、県立高校生徒の留学者数のさらなる増加につなげなければなりません。
- ② ふくおかグローバルハイスクール対象校に対し、運営指導委員会における適切な指導、助言及び評価を継続的に行う必要があります。
- ③ 授業の半分以上英語を使って指導している英語教員の割合は増加していますが、授業改善を一層充実させ、生徒の「聞く・話す・読む・書く」の4つの技能を総合的に育成する必要があります。また、英語教員のCEFR B2 レベル相当以上（英検準1級程度以上）の取得者数を増やす必要があります。
- ④ CEFR A1 レベル相当以上（英検3級程度以上）を取得する中学生の割合を引き続き向上させる必要があります。

## **対 応** 英語教員指導力向上研修の中で、英語指導スキル向上のための演習と外部検定試験（TOEIC）の受験を奨励します。

- ① 説明会の内容を充実させ、高校生の海外留学への興味・関心を高めるとともに、留学に対する助成金の周知に努め、留学者数の増加へとつなげていきます。
- ② ふくおかグローバルハイスクールについて公開授業や運営指導委員会に出席し、実施状況や生徒の学習状況の確認を行い、適切な助言を行うことのできる体制を作ります。
- ③ 英語教員指導力向上研修の中で、英語関係企業と連携した英語指導スキル向上のための演習を実施し、外部検定試験（TOEIC）の受験を奨励します。
- ④ 小中学校教員対象の英語力向上研修を実施して、教員の英語力及び英語指導スキルの向上による英語授業改善を図るとともに、中学3年生を対象とした英検ⅠB Aテストの実施や中学生英語スピーチコンテストの開催を通して、英語力の高い生徒の育成に努めます。

### 注釈

注1) 英語イメージ教育:英語以外の授業を英語で学ぶことで、より実践的な英語力の向上を目的としたもの。

注2) CAN-DO リスト:4技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」及び「書くこと」）別に設定した、学年、学期ごとの学習到達目標の一覧。



IV 生涯学習社会をつくる  
1 生涯学習・社会教育の総合的推進

(1) 社会教育活動の推進 << 施策 23 >>

社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 高度化、多様化する県民の学習ニーズに応えるため、よりよい学習環境を提供します。
- ◇ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。
- ◇ 県民の学習に対する意欲を高め、主体的な学習活動を促進するため、関係機関、団体（PTA・子ども会など）との連携・協力体制を強化します。

平成30年度 主な取組・事業

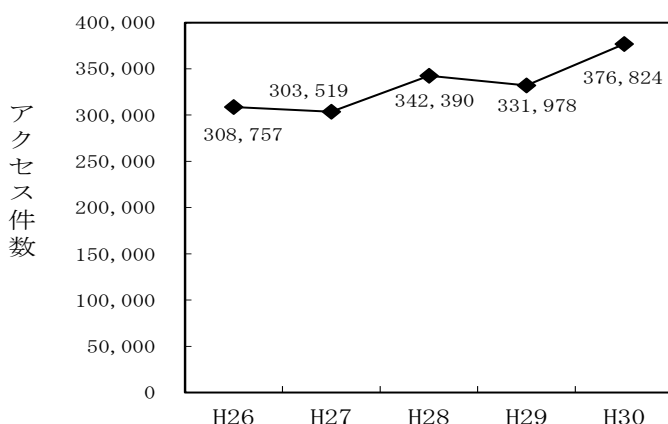
取組・事業名	実績
NPOやボランティア団体との連携・協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム 参加者 181 名</li> <li>○ 中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会の開催（2日間） 参加者延べ 727 人</li> </ul>
社会教育関係団体等に対する育成支援・補助	○ 公共性のある適切な活動を行う社会教育団体への助成 10 団体
社会教育関係職員の資質向上 <重点事業 15>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村新任社会教育関係職員研修（2回）参加者延べ 141 人</li> <li>○ 社会教育専門研修（3回）参加者延べ 90 人</li> <li>○ 県社会教育主事等研修会 参加者延べ 192 人</li> </ul>
県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふくおか社会教育応援隊派遣回数 1,164 回</li> <li>○ ふくおか社会教育ネットワーク アクセス件数 376,824 件</li> <li>○ メールマガジンの配信 年 12 回（登録者数約 500 名）</li> </ul>
現代的な課題に関する学習機会の提供とボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現代的課題対応研修 「学校とともにある地域づくり・人づくり推進セミナー」（2回） 参加者延べ 135 人</li> <li>○ 環境ボランティア養成研修 in 英彦山（2回） 参加者延べ 50 人</li> </ul>

指 標

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
社会教育に関する学習情報提供の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数	376,824 件 (H30 年度)	300,000 件 (毎年度)	◎



ふくおか社会教育ネットワークへの  
アクセス件数



**成 果** 社会教育関係職員・団体等を対象とした研修会をとおして、学習のニーズや社会的課題に応じた学びの場を提供することができました。

- ・ 中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会の企画・運営にあたっては、実行委員会と社会教育関係職員が連携し、生涯学習・社会教育に係る実践協議を深めるとともに、NPOやボランティア、企業等、地域で活動する様々な団体等のネットワークを築くことで、地域の連携・協力体制の充実と教育環境整備等、地域の様々な課題の解決に役立てることができました。
- ・ みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラムでは、家庭教育や子育て支援に関わる個人や団体、行政担当者が集い、学習や交流を通して、家庭教育や子育て支援等の在り方を考えるとともに、参加者同士のネットワークの構築を図ることができました。
- ・ 社会教育関係団体へは、助成を行うだけでなく積極的な情報提供等を行うことで、各団体の特色ある活動を生かした地域における社会教育振興につながりました。
- ・ 市町村や学校等からの要望に応じて社会教育主事を派遣し、家庭教育支援や青少年教育等、社会教育に関する情報提供や学習方法の提供を行いました。また、「平成30年度福岡県社会教育関係事業事例集」を作成し、各市町村・関係機関等に配布することで、事業内容の周知につながりました。
- ・ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応するための基礎研修や専門的研修を実施することで、参加者の資質・能力の向上を図るとともに、関係者同士のネットワークづくりにもつなげることができました。

**課 題** 地域の人材育成・課題解決と社会教育の振興につながる研修の充実が求められています。

- ① 家庭教育や子育て支援、子どもの貧困問題、環境問題等、現代的な課題の解決につながる研修が求められています。
- ② 社会教育関係団体等と密に情報交換を行いながら、さらなる連携・協働を図る必要があります。
- ③ SNSのみの利用者が増加していることや情報収集に使用する端末（使用機器）の多様化に伴い、より県民のニーズに応えられるよう情報の発信方法を検討する必要があります。

**対 応** 学習情報の提供、学習の場を充実させます。

- ① 生涯学習・社会教育関係者やNPO団体、さらには大学関係者や企業等様々な立場の人々に対して、学習のニーズを把握し、課題解決につながることを目的とした学習と交流の場を設定するなど、市町村職員、ボランティア等、社会教育関係者が地域の課題解決や社会教育振興に資する研修の充実を図ります。
- ② 社会教育関係団体に対して学習情報の提供を適切に行い、より多く情報交換を行えるようにします。
- ③ より多くのニーズに応えられるよう情報収集し、必要な情報を適切に発信するために、県民が情報収集に使用する端末（使用機器）やソフトの変容への対応について研究していきます。

IV 生涯学習社会をつくる  
2 生涯学習・社会教育環境の整備

**(1) 社会教育施設の充実** <<施策24>> 社会教育課

**平成30年度 施策の基本的なねらい**  
◇ 社会教育を振興する県立社会教育施設の機能充実と利用促進を図るとともに、県民のニーズに対応できるように社会教育関係職員の専門性を高めます。

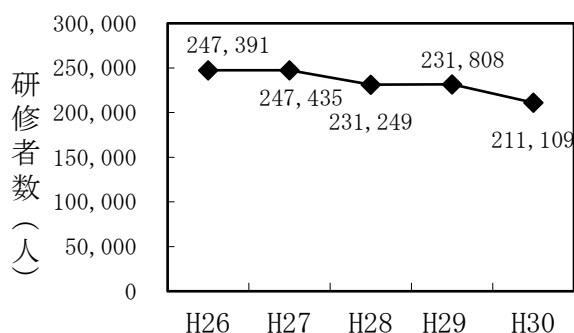
**平成30年度 主な取組・事業**

取組・事業名	実績
県立社会教育施設の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立社会教育施設における事業内容改善、体験プログラムの開発</li> <li>○ 県立図書館               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠隔地サービス利用数 13,642 冊</li> <li>・ 学校貸出図書セット 5,720 冊 (143 セット×40 冊)</li> <li>・ レファレンス受付数 60,094 件</li> </ul> </li> <li>○ 県立図書館および公立図書館等の相互ネットワーク構築 貸出借受冊数 20,921 冊</li> </ul>
県立社会教育施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民の利用促進を行うため、企業や大学等への周知、広報活動の充実と開所日数の増加 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」の開所日数 1,015 日</li> <li>○ 県立社会教育施設（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」、3施設） 研修者数 211,109 人</li> <li>○ 県立図書館 図書館貸出冊数 444,711 冊</li> <li>○ 青少年科学館 入館者数 352,115 人</li> </ul>
社会教育施設職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プレイリーダー<sup>注1</sup>研修（福岡県子ども会育成連合会と共催）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレイリーダー1級（少年自然の家「玄海の家」において2回開催） 受講者数 36 人</li> <li>・ プレイリーダー2級（6教育事務所において各1回開催） 受講者数延べ 274 人</li> </ul> </li> <li>○ 専門研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷土資料研修 参加者 24 人</li> <li>・ 参考調査業務研修 参加者 14 人</li> <li>・ 「子どもと読書」研修会 参加者 87 人 (入門講座 47 人、専門講座 40 人)</li> </ul> </li> </ul>

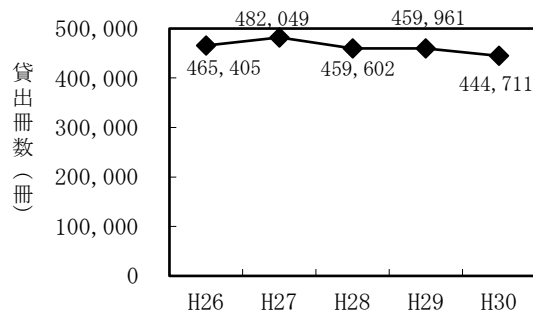
**指 標**

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
県立社会教育施設の利用	県立社会教育施設の利用者数（社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」）	211,109 人 (H30 年度)	223,000 人 (毎年度)	△
県立図書館の利用	県立図書館の図書貸出冊数	444,711 冊 (H30 年度)	460,000 冊 (毎年度)	△
	県立図書館の図書貸出利用者数	169,853 人 (H30 年度)	171,000 人 (毎年度)	△
青少年科学館の利用	青少年科学館の入館者数	352,115 人 (H30 年度)	318,700 人 (毎年度)	◎

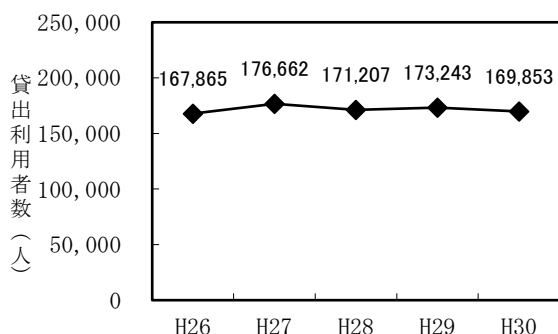
社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」の利用者数



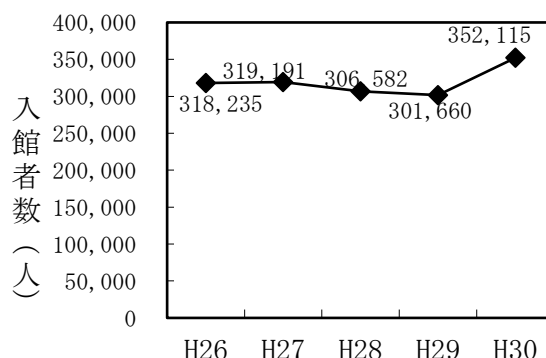
県立図書館の図書貸出冊数



県立図書館の図書貸出利用者数



青少年科学館の入館者数



**成 果** 県立社会教育施設では、県民のニーズに応える事業内容の改善やプログラムの開発に取り組みました。

- ・ 県立社会教育施設では、県民のニーズに応える事業内容の改善を進めたほか、施設の特徴を活かした新たなプログラムを各施設において開発し、取り組むことができました。
- ・ 県立図書館では、学校貸出図書セットの貸出や遠隔地サービスの充実、利用者サービスの向上に努めました。
- ・ プレイリーダー研修を県内6か所で実施したことで、多くの専門的な知識や技能を修得した指導者を養成することができ、関係団体の活性化につながりました。

**課 題** 施設の特徴を生かし、県民のニーズに更に応えるための施策が必要です。

- ① 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」においては、今後も子どもの体験活動の一層の充実や指導者養成など、県民のニーズに更に応えるため、魅力ある事業の開発等の検討が必要です。
- ② 県立図書館においては、大学の移転等があり、貸出利用者数は減少しています。今後の利用者増を図るためにも、更なる図書館の利用促進が必要です。
- ③ 青少年科学館においては、民間の専門機関との連携・協力を視点に、利用者のニーズに応じた、より効果的な事業運営に努める必要があります。

**対 応** 施設利用者を増やせるようサービスと機能の充実を行います。

- ① 社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」においては、今日的課題に対応した研修内容の充実や立地条件を生かした体験活動プログラムの開発を継続的にを行います。また、施設間や地域との効果的な連携事業等を実施することで県域での事業の活性化を推進します。
- ② 県立図書館については、市町村立図書館等との連携強化を一層図るとともに、県立図書館の特徴や魅力を発信し、利用者へのサービスの充実に努めます。
- ③ 青少年科学館については県民のニーズを的確に捉え、企画や特別展、プラネタリウム番組等の充実を行います。

**注 釈**

注1) プレイリーダー：県において定められた内容の研修を受講し、修了証を取得した者であり、安全に配慮しながら様々な体験活動、子どもの成長に合わせたものづくりや屋外での遊び等を指導する者。

V 県民の文化活動を盛んにする

1 文化の振興

(1) 県民文化芸術活動の振興 << 施策 25 >>

社会教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 次代を担う子どもたちの創造性を育み、多様な個性と豊かな人間性の形成を図るため、関係機関との連携を強化しながら、子どもの文化芸術活動を推進します。
- ◇ 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の促進を図ります。

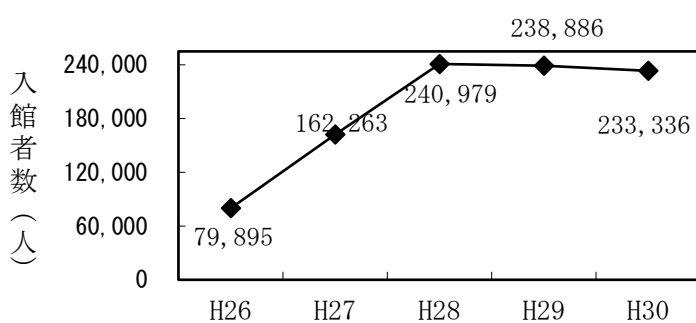
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
子ども文化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民文化祭「鑑賞・発表事業」の実施 3市</li> <li>○ 県民文化祭「芸術体験講座」の実施 20校 (小学校 15校、中学校 1校、特別支援学校 4校)</li> </ul>
中学校文化連盟 <sup>注1)</sup> 、高等学校芸術・文化連盟 <sup>注2)</sup> への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福岡県芸術・文化活動事業補助金の交付</li> <li>○ 総合文化祭の開催に関する広報協力など</li> </ul>
県立美術館の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 展覧会の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常設展                (コレクション展Ⅰ)                「特集：昭和戦前期の美術―時代を映す鏡―」                (コレクション展Ⅱ)                「夏休み特集：アートたんけん アートたいけん」                (コレクション展Ⅲ)                「特集：おしゃべりな絵画と寡黙な絵画」</li> <li>・ 企画展                「郷土の美術をみる・しる・まなぶ 2018                泰光コレクション寄贈記念展「鹿児島寿蔵の人形と短歌」                「平成30年度独立行政法人国立美術館巡回展                国立国際美術館コレクション：美術のみかた 自由自在」</li> <li>・ 実行委員会展                「息を呑む繊細美 切り絵アート展」                「印象派への旅 海運王の夢 バレル・コレクション」</li> <li>・ 平成30年度福岡県立美術館所蔵品巡回展                「移動美術館展」 (宗像市で開催)</li> <li>・ 第74回福岡県美術展覧会(県展)                (出品総数 2,947点、入選総数 1,338点)</li> </ul> </li> <li>○ 県民の芸術活動発表の場としての展示室貸出(56団体)</li> <li>○ 美術館レター「とつぶらいと」の発行(年3回)及び美術教養講座等の実施</li> <li>○ スクール・ミュージアム事業(アートコース)の実施(28校)</li> <li>○ 作品の購入(高島野十郎「月」)</li> </ul>

## 指 標

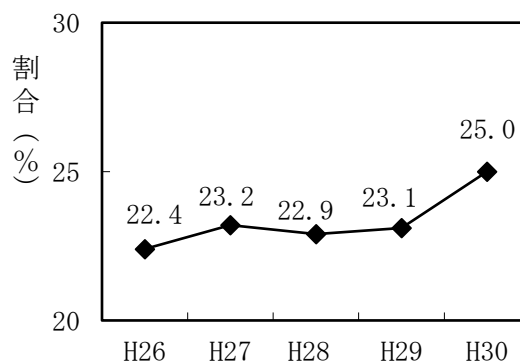
指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
県立美術館の利用	県立美術館入館者数	233,336 人 (H30 年度)	160,000 人 (毎年度)	◎
文化部活動の推進	芸術・文化系の部活動に参加している 県立高等学校生徒の割合	25.0% (H30 年度)	23% (毎年度)	◎

県立美術館の入館者数



※ 平成 26 年 1 月～8 月美術館耐震改修工事のため休館

芸術・文化系の部活動に参加している  
県立高等学校生徒の割合



## 成 果

県立美術館において、県民の芸術的ニーズに応えた展覧会を開催できたことにより、  
入館者数が目標値を大きく上回りました。

- ・ 県民文化祭において、知事部局と連携し、「鑑賞・発表事業」を県内市町村で、「芸術体験講座」を県内の小・中・特別支援学校で実施しました。特に「芸術体験講座」において、楽器演奏、能楽、和太鼓等の体験及び鑑賞を行ったことが、児童生徒から好評価を得ています。
- ・ 福岡県高等学校芸術・文化連盟及び福岡県中学校文化連盟の主催する総合文化祭の開催等に対し支援を行ったことにより、生徒の文化芸術活動の充実が図られました。
- ・ 県立美術館においては、「息を呑む繊細美 切り絵アート展」や「印象派への旅 海運王の夢 パレル・コレクション」など県民のニーズに応えた展覧会を開催しました。いずれも入場者の満足度は高く、関連イベントも内容を充実させ、多くの参加者で賑わいました。
- ・ 作品を購入し、コレクションのさらなる充実を図りました。

## 課 題

福岡県美術展覧会（県展）については、出品数の減少が続いています。

- ① 今後も引き続き県民の美術に関する鑑賞・創作意欲を高めていく必要があります。
- ② 福岡県美術展覧会（県展）については、出品数の減少が続いています。

## 対 応

マスコミや民間企業との連携による効果の高い広報や、インターネット等を使った情報発信を積極的に行います。

- ① 県立美術館において、県民の芸術的ニーズを重視した実行委員会展を今後も開催するとともに、これまで蓄積した県立美術館の財産やノウハウを生かした展覧会を開催するなど、県民の美術に関する鑑賞・創作活動の更なる促進を図ります。
- ② 福岡県美術展覧会（県展）の出品数の増加や集客力を高める取組として、ホームページを活用した出品申込手続きの簡便化、マスコミや民間企業との連携による効果の高い広報、インターネット等を使った情報発信を積極的に行います。

## 注 釈

注 1) 中学校文化連盟：県内の中学校及び特別支援学校中学部の生徒の文化活動の振興・発展を図ることを目的に、福岡県中学校総合文化祭等の事業を行っている団体。美術や音楽等 11 の専門部を有する。

注 2) 高等学校芸術・文化連盟：県内の高等学校及び高等部を設置する特別支援学校における芸術文化活動の振興を図ることを目的に、福岡県高等学校総合文化祭等の事業を行っている団体。演劇や吹奏楽等 19 の専門部会を有する。

V 県民の文化活動を盛んにする  
1 文化の振興

(2) 文化財の保存・活用及び継承

《施策 26》

文化財保護課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 歴史と伝統に培われた貴重な文化財を永く後世に伝えるため、福岡県文化財保護基本指針を踏まえ、保護活動の充実を図り、情報提供や文化財に対する理解を深める施策を推進します。
- ◇ 地域の文化や特色を伝承する民俗芸能及び伝統工芸技術を確実に保存し、積極的に活用しながら後世への継承を図るとともに、大宰府関連史跡を始めとする重要大規模遺跡等の保存・整備・活用を進めます。
- ◇ 子どもたちが郷土と日本の歴史、文化、伝統などに対する理解を深め、これらを大切に思う心を育成します。

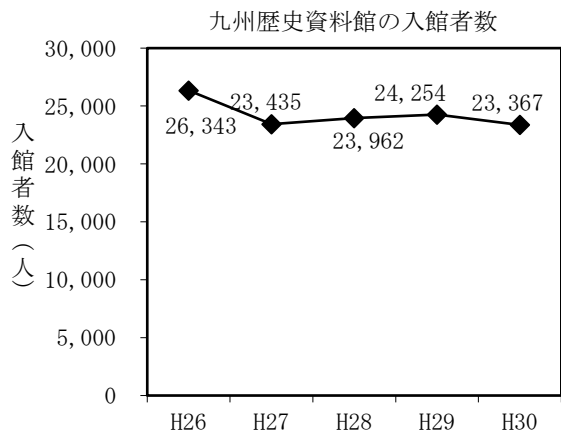
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
九州歴史資料館の利用促進、調査・研究の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別展（1回） 「大宰府への道—古代都市と交通—」</li> <li>○ 企画展（7回） 「きゅうおにとタイムトラベル—大昔のくらしと国づくり—」等</li> <li>○ パネル展（7回） 「保存科学成果展—古賀市船原古墳遺物埋納坑調査の最前線 2017～2018—」等</li> <li>○ 教育普及講座（33回） 名誉館長講座、九歴講座、九歴ゼミ、夕べのギャラリートーク、特別展開催記念講演会等 4,344人参加</li> <li>○ イベント（17回） 古代体験まつり、ナイトミュージアム等 3,698人参加</li> <li>○ ボランティアによる古代体験・バックヤード解説 5,142人参加</li> <li>○ 小中学校の来館学習、出前講座等 4,158人参加</li> </ul>
旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 壁紙張替の整備等</li> <li>○ 指定管理者によるフラワー教室、朗読会、コンサート等自主事業（49件）の実施</li> </ul>
「明治150年」近代建造物魅力発信事業 <重点事業16>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重要文化財・門司港駅の復原に対する補助 創建当時の姿への復原工事や構造補強工事の実施</li> <li>○ 近代建造物の魅力・価値を発信する展示 県内の近代建造物や技術者を紹介する映像、パネル、リーフレットの作成及び展示</li> <li>○ 修復中の門司港駅の特別公開 門司港駅保存修理工事現場公開 89人参加</li> </ul>
福岡国際交流史発信事業の実施 <重点事業17>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別展やシンポジウムの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「魏志倭人伝」、「古墳時代の玉類」、「大宰府史跡発掘調査 50年」各関連展示及びシンポジウム</li> <li>・ 朝鮮通信使に関する記録のユネスコ「世界の記憶」登録記念シンポジウム</li> </ul> </li> <li>○ リーフレットの作成 「魏志倭人伝のクニグニマップ」（4カ国語）、「特別史跡大宰府跡ガイドブック」</li> </ul>

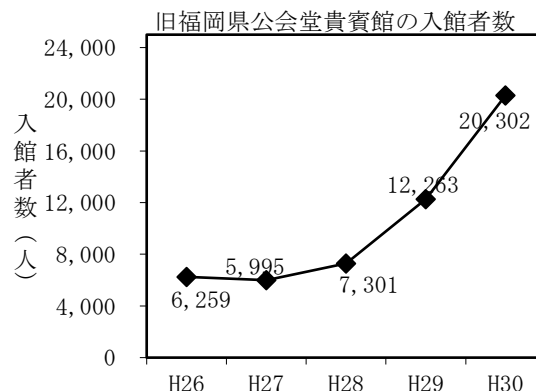
## 指 標

指 標	指 標 の 概 要	
九州歴史資料館の利用	九州歴史資料館 入館者数	
現状値	目標値	達成状況
23,367人 (H30年度)	35,000人 (R3年度)	△

指 標	指 標 の 概 要	
旧福岡県公会堂 貴賓館の利用	旧福岡県公会堂貴賓館 入館者数	
現状値	目標値	達成状況
20,302人 (H30年度)	6,800人 (毎年度)	◎



※平成30年8月～令和元年10月は、耐震化工事のため第1、第3展示室を閉室



## 成 果

旧福岡県公会堂貴賓館は、目標値を大きく上回り、過去最高の入館者数を記録しました。

- 九州歴史資料館では、常設展をはじめ、特別展、企画展、各種イベントや九歴ボランティア<sup>注1)</sup>による古代体験等により、発掘調査の成果や大宰府史跡等の歴史文化遺産の魅力を様々な方法で発信しました。
- 旧福岡県公会堂貴賓館では、指定管理者による自主事業の内容の充実や積極的な広報活動などにより、入館者数は過去最高を記録し、大幅に目標値を超えることができました。また、内装等の整備を行うことにより、観光資源としての魅力を高めることができました。
- 近代建造物魅力発信事業については、門司港駅の復原により文化財の更なる保存が図られたとともに、門司港地区の観光資源としての魅力向上につながりました。また、普段見ることのできない修理工事中の現場を公開することで、文化財への理解促進を図りました。
- 福岡国際交流史発信事業によって、多くの人々に様々な方法で、福岡県の歴史的特色である国際交流の歴史及び関連する文化財の魅力を発信することができました。

## 課 題

九州歴史資料館では、新たな入館者の開拓につながる取組が必要です。

- 九州歴史資料館では、多彩なイベントや展示を実施しており、入館者は横ばいで推移しているものの、目標値を下回っている現状があります。館周辺の開発も進んでおり、近隣住民を含む新たな入館者の開拓につながる取組や学校教育との一層の連携が必要です。
- 旧福岡県公会堂貴賓館については、文化財の保護を図りながら、引き続きその価値や魅力を発信していく必要があります。
- 福岡国際交流史発信事業については、福岡県の歴史についてまだ知られていないことが多くあることから、今後も継続的に文化財の魅力を発信していく必要があります。

## 対 応

九州歴史資料館においては、市町村や学校、民間企業等と連携した展示やイベントを実施します。

- 九州歴史資料館においては、入館者の拡充を図るため、県内市町村や他県施設と連携した展示や講演会等の開催、学校や民間企業等と連携したイベントを行うとともに、あらゆる来館者に配慮した展示を行います。
- 旧福岡県公会堂貴賓館については、指定管理者と連携協力しながら、貴賓館の魅力を生かした事業を実施するとともに、ホームページや各種媒体を活用した積極的な情報発信を行います。
- 2020年度の特別史跡大宰府跡・水城跡の史跡指定100周年に向け、より一層福岡県の歴史、文化財の特色や魅力を発信する展示やシンポジウム、イベントを実施します。

## 注 釈

注1) 九歴ボランティア：九州歴史資料館では、土曜、日曜、祝日に、歴史体験イベントや館内案内に必要な知識・技能を身に付けたボランティアによる研修講座や体験イベント、バックヤード解説を行っている。平成31年3月現在、32人が登録されている。

## VI 県民のスポーツ活動を盛んにする

### 1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化

#### (1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進<施策27>

体育スポーツ健康課

##### 平成30年度 施策の基本的なねらい

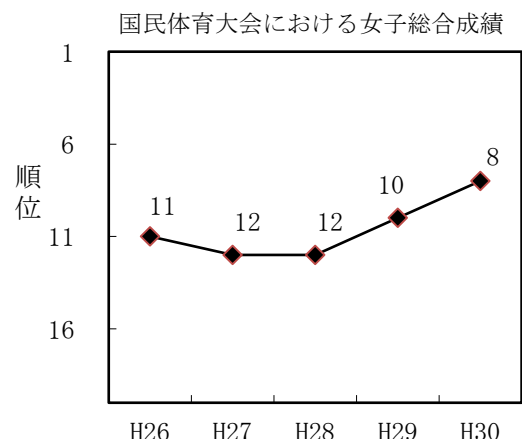
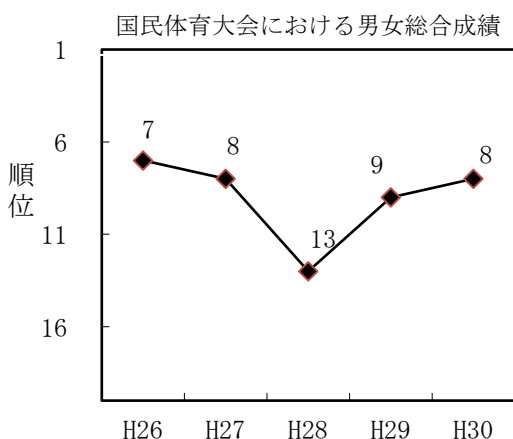
- ◇ 県民に夢や感動を与えるトップアスリートを育成し、本県の競技力向上を図るため、関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進などに取り組みます。
- ◇ ジュニアや女性アスリートの育成を図るとともに、県立体育・スポーツ施設の整備に取り組みます。

##### 平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
競技スポーツ振興事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選手強化指導者研修会 85人</li> <li>○ 選手強化研修会（選手対象） 49人</li> <li>○ 競技力強化事業 41団体</li> </ul>
県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップアスリート育成強化拠点整備事業（4施設）</li> <li>○ スポーツに関する情報の発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ふくおかスポネット」<sup>注1)</sup>による情報提供 アクセス412,172件</li> <li>・ 「福岡スポーツウェブ（fs-web）」<sup>注2)</sup>による情報提供 33回</li> </ul> </li> </ul>
ジュニアアスリート育成強化事業の実施 <重点事業18>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育成システム整備事業（26団体が実施）</li> <li>○ 指導者選手海外派遣事業（2団体が実施）</li> <li>○ 中央研修指導者派遣事業（4団体が実施）</li> <li>○ 競技用具整備事業（2団体が実施）</li> <li>○ トップアスリート育成強化事業 70人</li> </ul>
女性アスリート育成強化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9競技10種目の強化活動に必要な拠点づくり整備</li> <li>○ 競技の特性にそった有望選手の発掘事業の実施 2回</li> <li>○ 女性アスリートの県外遠征・主要大会への参加事業の実施 14回</li> <li>○ 女性コーチの研修会「女性コーチサミット」の開催 1回</li> </ul>

##### 指標

指標	指標の概要	現状値	目標値	達成状況
競技スポーツの振興	国民体育大会における男女総合成績順位	8位 (H30年度)	8位 (毎年度)	○
女性アスリートの育成	国民体育大会における女子総合成績順位	8位 (H30年度)	8位 (毎年度)	○





## **成 果** 国民体育大会において男女総合成績（天皇杯） 8 位入賞を果たしました。

- ・ 各競技団体の強化策を再点検し、競技団体において計画的な当年度強化事業が実施されたことで、競技力が向上しました。
- ・ 女性アスリート育成強化システムの確立を目指し、強化拠点の整備や有望選手の発掘を行ったほか、強化練習会をはじめ、県外遠征や主要大会の参加を促し、活動の機会を充実させました。その結果、国民体育大会女子総合成績（皇后杯）において、5年ぶりとなる 8 位入賞を果たしました。

## **課 題** 国民体育大会出場権獲得数が減少しています。

- ① 国民体育大会男女総合成績に大きく影響する本大会出場権獲得数が減少しています。
- ② 本大会出場権を獲得できなかった競技団体に対して、九州ブロック大会に向けての当年度強化活動を支援していく必要があります。
- ③ 女性アスリート育成強化事業は、平成 30 年度までに強化拠点整備やアスリートの育成について一定の成果を見せており、さらに取組を充実していく必要があります。

## **対 応** 国民体育大会常時 8 位以内入賞を目指して強化事業を充実させます。

- ① 九州ブロック大会に向けて、競技団体とさらに連携を深め、県内高校生にトップレベルの競技を体験させるための海外遠征費等の助成や競技力の高いふるさと選手の積極的な活用により、競技力の向上を図ります。
- ② 各競技団体における当年度の国民体育大会への強化活動（遠征・合宿等）を重点的に支援します。
- ③ 女性アスリートの練習環境の充実を図るために、関係機関や団体等の協力を得ながら、強化拠点の整備や県外遠征等の支援、女性指導者養成のための研修会等を引き続き実施します。

### 注釈

注 1) ふくおかスポネット：平成 12 年 6 月に県立スポーツ科学情報センターにおいて開設したホームページ。子どもの体力向上に係る動画や個人体力診断システムをはじめ、スポーツ指導者及びスポーツ団体の活動等の情報を発信している。

注 2) 福岡スポーツウェブ（fs-web）：県内外のスポーツや、子どもの体力向上等、体育・スポーツに関する最新情報を、市町村教育委員会、学校、部活動の指導者及び各競技団体等に発信するメール配信システム。

Ⅶ 人権が尊重される心豊かな社会をつくる

1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進

(1) 人権教育・人権啓発の推進 << 施策 28 >>

高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、

人権・同和教育課

平成30年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。
- ◇ 個別的な人権課題に係る法律の施行や「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果を踏まえ、人権教育の指導力の向上等に関する研修の改善・充実に生かすとともに、人権教育の効果ある取組についての実践的研究を進めます。
- ◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的に行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

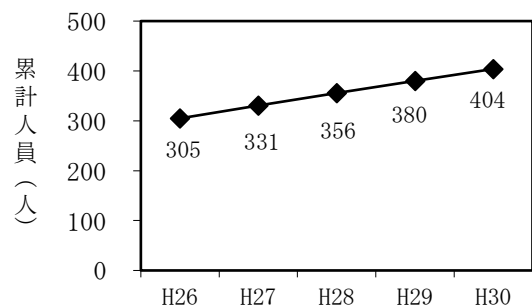
平成30年度 主な取組・事業

取組・事業名	実績
人権教育を基盤にした学校づくり研究事業の実施 <重点事業19>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究校を6校指定</li> <li>○ 推進連絡会 1回</li> <li>○ 推進協議会（各指定校3回計18回）授業交流会（各指定校1回計6回）</li> <li>○ 各指定校で、CRT学力検査及び生活アンケートの実施</li> </ul>
人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権教育実践交流会（福岡県人権教育研修会） 研修会実施回数 3回 研修会参加人数 延べ2,312人</li> <li>○ 人権教育指導者養成連続講座 開催講座数 年間8回 受講者数 計24人 (小学校10人、中学校11人、県立学校3人)</li> </ul>
人権教育コーディネーター <sup>注1</sup> 養成講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連続講座として年間5回 受講者15人</li> </ul>
男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校において、「男女共同参画教育指導の手引」（改訂版）を活用し、豊かな心、性差の正しい認識、実践的な態度などの資質・能力を育てる教育活動を実施</li> <li>○ 家庭科や特別活動における男女相互協力の必要性の理解促進</li> </ul>
男女共同参画についての教員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新任校（園）長、新任教頭を対象に男女共同参画教育の基本的な考え方やねらいなどの理解、具体的指導力を高める研修を実施</li> <li>○ 管理職をはじめ教職員を対象にした各種研修会において「男女共同参画教育」に関する内容を実施</li> </ul>

人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数

指 標

指 標	指 標 の 概 要	
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	
現状値	目標値	達成状況
404人 (H30年度)	400人 (H30年度)	◎



## 成 果

研究指定校事業交流会等を開催し、人権教育を基盤にした「効果のある学校」について理解を深めることができました。

- ・ 研究指定校授業交流会を開催し、各指定校による公開授業を通じて、児童生徒の学力を向上させるための授業づくりや日常の取組について交流し、各指定校の取組を見直すことができました。また、研究指定校事業連絡協議会を開催し、各指定校における研究の成果と課題を交流するとともに、大学の研究協力者による講義を通じて、人権教育を基盤にした「効果のある学校」について理解を深めることができました。
- ・ 福岡県人権教育研修会において、教職員を対象とした研修会では、県内全ての公立学校（政令市を除く。）から参加がありました。市町村の人権教育担当者等を対象とした研修会では、各市町村（政令市を含む。）の社会教育における人権教育担当者等 78 人、学校関係者 150 人の参加がありました。
- ・ 教職員がキャリアステージに応じて身に付けるべき「資質・能力」を明確にし、教職員研修の充実及び各学校等における人材育成等に活用することをねらいとした「人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標」を策定しました。
- ・ 人権教育指導者養成連続講座では、平成 30 年度に小・中・県立学校 24 名の教員が受講を修了し、累計 404 人に達する等、目標を上回っています。講座修了者は、自校のみならず、異校種間や地域における人権教育研修の企画・運営、研修講師として携わっています。
- ・ 人権教育コーディネーター養成講座では、講座修了者が市町村や地域における人権教育研修の企画・運営の担当者や研修講師等を務めたりするなど活躍しています。
- ・ 県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動で、男女が互いに尊重しあい、社会の対等な構成員として責任を担う意識を向上させることができました。

## 課 題

若年層教職員の人権意識や知識、指導力等の向上を図る必要があります。

- ① 人権教育を基盤にした「効果のある学校」づくりに向け、学力検査及び生活アンケートの結果分析を踏まえ、効果的な取組を推進していく必要があります。
- ② 人権教育をめぐる動向は日々変化しており、常に国や県、市町村の地域の現状や大幅な世代交代等の教職員の実態を踏まえた研修を実施する必要があります。
- ③ 各市町村や地域における人権教育研修の企画・運営の中心となるコーディネーターや研修講師等の育成、特に経験の浅い担当者の育成を継続的に行う必要があります。
- ④ 県立高等学校においては、男女の別なく生徒が自らのキャリアを考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校教育全体を通じて取り組む必要があります。

## 対 応

人権教育に係る指導力等達成目標に則り、教職経験年数や職務に応じ、指導内容を明確にした研修を実施します。

- ① 研究指定校事業連絡協議会等において、調査等の結果を共有し、児童生徒の実態を踏まえた効果のある学校づくりを推進するとともに、学力検査及び生活アンケートを実施、分析し、取組の検証を行います。
- ② 人権教育に係る指導力等達成目標を踏まえ、若年層教職員に対し、人権教育の指導力等の課題に応じた研修を実施するなど、教職経験年数や職務に応じ、指導内容を明確にした研修を実施します。また、個別の人権問題の解消に向けた法律や条例の周知、先進的な人権教育の理論・実践についての講演や具体的な実践事例の報告、学校現場のニーズに応じ、新たな個別の課題について研修を実施します。
- ③ 人権教育コーディネーター養成講座では、本講座の意義・目的やこれまでの成果について周知し、市町村からの受講推薦を促しつつ、市町村や地域の実態や課題を踏まえ、その課題解決に向けて特に経験の浅い参加者の育成を促すため、講座内容を充実・改善します。
- ④ 県立高等学校においては、生徒が男女相互協力の意識を持ち、自らのキャリアを考え進路を主体的に選択できるよう、特別活動及びインターンシップ等の体験的な活動を通じて男女共同参画教育の充実を図ります。

## 注釈

注1) 人権教育コーディネーター：地域社会に密着し、人権教育に関する専門的知識を持ち、体験的参加型学習等の多様な手法を取り入れた研修の企画・運営ができる市町村の指導者のこと。

資料等

## 関係法令

### ◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(平一一法八七・平一九法九七・平二四法六七・一部改正、平二六法七六・旧第二十六条繰上・一部改正)

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平一九法九七・全改、平二六法七六・旧第二十七条繰上・一部改正)

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（抜粋）（19文科初第535号 平成19年7月31日 文部科学事務次官通知）

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。（法第27条 ※現第26条（平成27年4月1日改正））

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

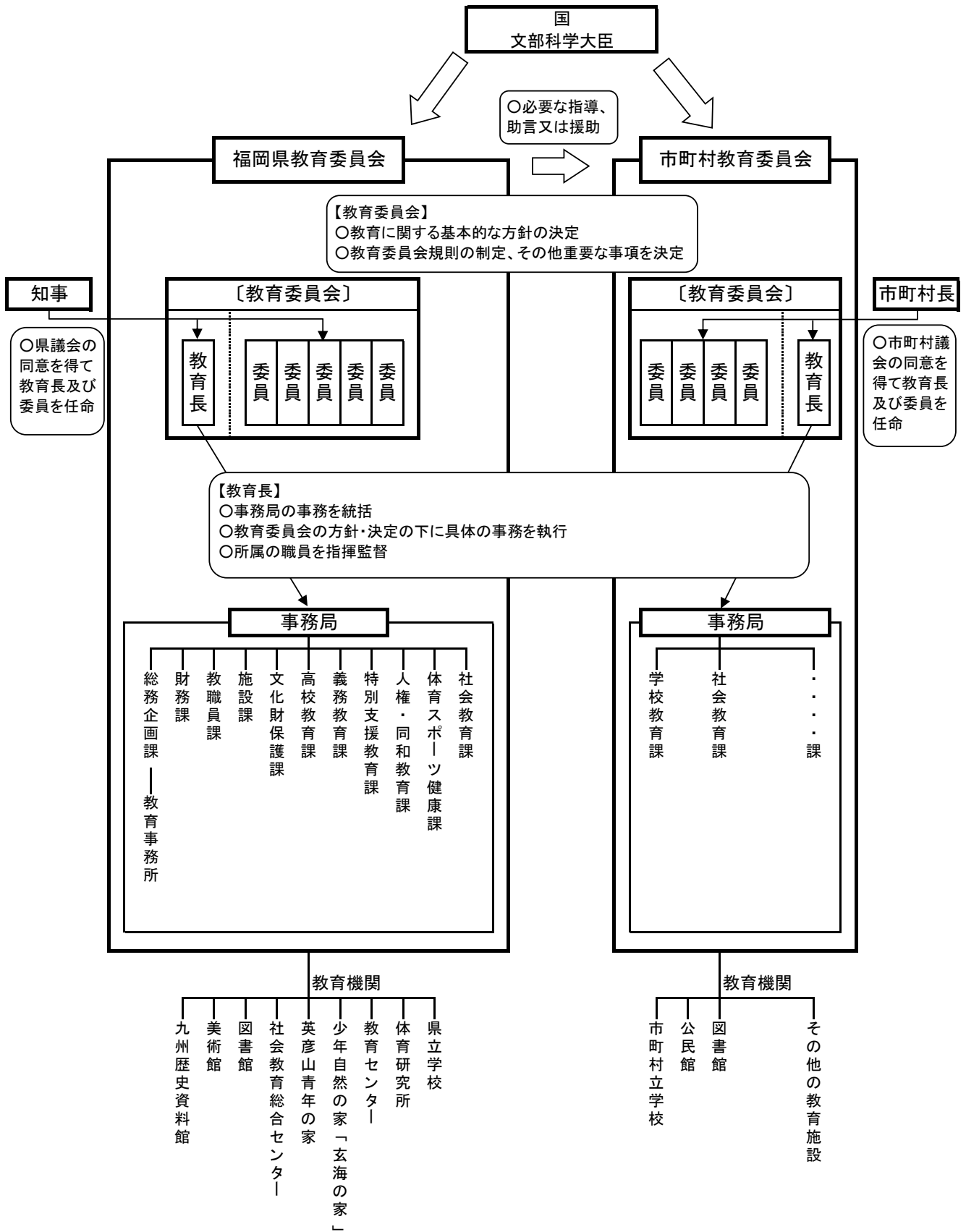
(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること。

② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。

# 現在の福岡県教育行政の仕組み



# 福岡県内学校数等一覧

平成30年5月1日現在

学校種	設置者		学級数		学級数	児童・生徒数			教員数(本務者)			職員数		
			本校	分校		計	男	女	計	男	女			
幼稚園	計		440	(1)	2,790	61,299	31,266	30,033	4,974	337	4,637	818		
	国		1		3	53	24	29	6	1	5			
	公		37		132	2,578	1,321	1,257	231	12	219	17		
	私		402	(1)	2,655	58,668	29,921	28,747	4,737	324	4,413	801		
小学校	計		735	(6)	11,402	281,424	143,814	137,610	17,303	5,993	11,310	2,817		
	国		3		42	1,286	645	641	63	46	17	9		
	公		723	(6)	11,272	277,644	142,192	135,452	17,071	5,874	11,197	2,764		
	私		9		88	2,494	977	1,517	169	73	96	44		
中学校	計		364	(3)	4,648	134,450	68,475	65,975	9,696	5,255	4,441	1,318		
	国		3		30	1,084	542	542	55	37	18			
	公	小計	334	(3)	4,390	126,285	64,910	61,375	9,152	4,947	4,205	1,226		
		県	4		30	1,192	519	673	58	33	25	4		
		市町村組合	330	(3)	4,360	125,093	64,391	60,702	9,094	4,914	4,180	1,222		
私		27		228	7,081	3,023	4,058	489	271	218	92			
義務教育学校	市		2		21	220	125	95	46	25	21	11		
高等学校	全日制	計			161		1,918	126,613	63,657	62,956	8,218	5,424	2,794	1,817
		公	小計	101		1,918	73,168	36,591	36,577	5,107	3,292	1,815	1,199	
			県	92		1,746	66,488	34,014	32,474	4,589	2,984	1,605	1,112	
			市町村組合	9		172	6,680	2,577	4,103	518	308	210	87	
	私		60			53,445	27,066	26,379	3,111	2,132	979	618		
	定時制	計		20	(2)	171	3,190	1,684	1,506	341	239	102	56	
		県		20		160	3,076	1,615	1,461	313	220	93	53	
		市町			(2)	11	114	69	45	28	19	9	3	
	通信制	計		5			3,311	1,852	1,459	66	48	18	16	
		県		1			1,313	645	668	27	20	7	4	
		私		4			1,998	1,207	791	39	28	11	12	
	専攻科	計		12			933	134	799					
		県		2			68	58	10					
私			10			865	76	789						
中等教育学校	計		2		24	704	313	391	66	45	21	16		
	県		1		18	615	268	347	48	33	15	11		
	私		1		6	89	45	44	18	12	6	5		
特別支援学校	計		38		1,474	6,089	3,916	2,173	3,288	1,238	2,050	542		
	県		20		697	2,962	1,883	1,079	1,615	676	939	335		
	市		18		777	3,127	2,033	1,094	1,673	562	1,111	207		



福岡県行政資料	
分類記号 IA	所属コード 2120212
登録年度 1	登録番号 0003



<sup>きた</sup>  
"鍛えて、ほめて、伸ばす! 子どもの可能性"

<sup>きた</sup>  
～「鍛ほめ福岡メソッド」展開中～

問い合わせ先：福岡県教育庁教育総務部総務企画課

電話 092-643-3882（教育政策推進室）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>